

公益財団法人 日本パラスポーツ協会

公認パラスポーツ指導者制度



令和8年度版

はじめに

パラスポーツ指導者の養成は、1966年に「身体障害者スポーツ指導者講習会」として始まりました。その後、名称変更や実施方法、研修内容の見直しを重ね、1985年には「財団法人日本身体障害者スポーツ協会公認身体障害者スポーツ指導者制度」を発足いたしました。さらに、講習内容の充実に加え、資格種別や対象の拡大など、制度改正を継続的に行い、今日に至っております。

当協会では、2013年3月に発表した「日本の障がい者スポーツの将来像（ビジョン）」を見直し、2021年3月に「JPSA2030年ビジョン」を策定いたしました。同ビジョンでは、「活力ある共生社会の実現」を引き続き目標に掲げ、障がいのある方が障がいの種類や程度、さらにはライフステージやニーズに応じて、身近な地域で誰もが日常的にスポーツを楽しめる環境づくりを進めることを示しています。

また、東京2020大会のレガシーをさらなるパラスポーツ振興へとつなげていくための課題として、①パラスポーツの普及拡大に向けた環境整備、②競技力の向上と普及拡大の「好循環」を推進するための体制強化、③その「好循環」を持続させるための理解促進とファンの拡大を掲げています。これらのビジョン実現の一翼を担う存在として、パラスポーツ指導者への地域的ニーズは今後ますます高まることが予想されており、人材の養成はもとより、指導者一人ひとりの資質向上がこれまで以上に求められています。

さらに、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、当協会の統括3団体は、スポーツを取り巻く環境や社会環境の変化を踏まえ、新たな時代におけるスポーツ指導者の在り方や役割、ならびに統括団体が果たすべき役割について議論を重ね、2025年8月に「スポーツ指導者憲章」として公表いたしました。

本憲章では、2011年に日本スポーツ協会および日本オリンピック委員会が発表した「スポーツ宣言日本—21世紀におけるスポーツの使命」に示されたスポーツの定義に、当協会の観点を加えた新たな定義を提示しています。あわせて、誰もがスポーツに豊かに関わり、楽しむために求められるスポーツ指導者の使命や責務、ならびに必要な資質・能力を明確にしています。

当協会では、今後も都道府県・指定都市および市区町村の主管課をはじめ、福祉、医療、スポーツ、教育、企業等の関係団体との連携・協働を一層深め、障がいのある方が身近な地域で日常的に運動・スポーツに親しめる環境づくりを推進して参ります。その中で、パラスポーツの「理解者・支援者」が体験や経験を通じて学びを深め、「指導者」へと成長していく過程を大切に、パラスポーツ指導者の養成・育成を進めていきます。

本冊子を指導者の養成および育成にご活用いただき、障がいのある方のスポーツ活動のさらなる推進に向け、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月
公益財団法人日本パラスポーツ協会

目 次

I	日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱	1
II	日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者資格認定規程など	4
1	公認パラスポーツ指導員資格認定関係	4
(1)	公認パラスポーツ指導員資格認定規程	4
(2)	公認パラスポーツ指導員資格認定細則	6
(3)	公認パラスポーツ指導員基準カリキュラム（初級・中級・上級）	10
(4)	公認パラスポーツ指導員申請様式	
様式-1	公認パラスポーツ指導員資格認定申請書	17
様式-2	指導者登録シート（記入例）	18
様式-3	公認パラスポーツ指導員養成講習会修了者の報告（初級・中級用）	20
様式-4	公認パラスポーツ指導員資格認定申請書（認定校：初級・中級用）	21
様式-5	復 権 届	22
様式-6	公認パラスポーツ指導員資格取得認定校申請書（初級・中級用）	23
様式-7	公認パラスポーツ指導員養成講習会開催申請書（初級・中級用）	24
様式-8	公認初級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（認定校提出用）	25
様式-9	公認中級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（認定校提出用）	26
2	公認パラスポーツコーチ資格認定関係	27
(1)	公認パラスポーツコーチ資格認定規程	27
(2)	公認パラスポーツコーチ資格認定細則	28
(3)	公認パラスポーツコーチ基準カリキュラム	30
(4)	公認パラスポーツコーチ申請様式	
様式-10	公認パラスポーツコーチ資格認定申請書（新規）	31
様式-11	公認パラスポーツコーチ資格認定申請書（更新）	32
3	公認パラスポーツ医資格認定関係	33
(1)	公認パラスポーツ医資格認定規程	33
(2)	公認パラスポーツ医資格認定細則	34
(3)	公認パラスポーツ医基準カリキュラム	36
(4)	公認パラスポーツ医申請様式	
様式-12	公認パラスポーツ医資格認定申請書（新規）	37
様式-13	公認パラスポーツ医資格認定申請書（更新）	38
4	公認パラスポーツトレーナー資格認定関係	39
(1)	公認パラスポーツトレーナー資格認定規程	39
(2)	公認パラスポーツトレーナー資格認定細則	41
(3)	公認パラスポーツトレーナー基準カリキュラム	43
(4)	公認パラスポーツトレーナー申請様式	
様式-14	公認パラスポーツトレーナー資格認定申請書（新規）	44
様式-15	公認パラスポーツトレーナー資格認定申請書（更新）	45
III	パラスポーツ指導者協議会関係資料	46
IV	付録	49
1.	資格の登録情報の変更など	49
2.	登録料など入金先	49
3.	個人情報の取り扱いについて	50
4.	都道府県・指定都市パラスポーツ協会 協議会	52
5.	都道府県・指定都市パラスポーツ指導者協議会	54
6.	パラスポーツ競技団体 協議会	56
7.	パラスポーツセンター 協議会	59

I 日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「協会」という。）は、わが国におけるパラスポーツの振興と競技力向上にあたるパラスポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導活動の促進と指導体制を確立するため「日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者制度」を制定する。

(目的)

第2条 この制度は、次の事項の実現を図ることを目的とする。

- (1) 障がい者の特性に応じたスポーツの指導体制を確立する。
- (2) 指導者の資質と指導力の向上を図る。
- (3) 指導者の協会および各組織内における位置づけを明確にすると共に、社会的信頼を確保する。
- (4) 都道府県・指定都市並びに競技別に指導者の組織的連携を進め活動の促進を図る。

(種類)

第3条 協会が公認するパラスポーツ指導者の種類は次のとおりとする。

(1) 公認パラスポーツ指導員

多様な障がい者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助をおこなうことにより、スポーツを通じて障がい者の生活の質の向上に寄与すること。

- ①公認初級パラスポーツ指導員
- ②公認中級パラスポーツ指導員
- ③公認上級パラスポーツ指導員

(2) 公認パラスポーツコーチ

協会、その他関係団体と連携し、各種競技別に必要な指導力を高め、障がいのある競技者の強化・育成に寄与すること。

(3) 公認パラスポーツ医

協会、その他関係機関および関係団体と連携し、医学的見地から障がい者のスポーツ活動における健康の維持・増進および競技力の向上に寄与すること。

(4) 公認パラスポーツトレーナー

協会、その他関係機関および関係団体と連携し、障がい者のスポーツ活動に必要な健康管理と安全管理の支援に寄与すること。

(指導者の養成)

第4条 協会が公認するパラスポーツ指導者を養成するため、別に定めるカリキュラムに基づき、次の講習会を実施する。

(1) 公認パラスポーツ指導員養成講習会

- ①公認初級パラスポーツ指導員養成講習会は、都道府県・指定都市、都道府県・指定都市パラスポーツ協会、同パラスポーツ指導者協議会、協会登録パラスポーツセンター、その他会長が認めた団体が実施することができる。
- ②公認中級パラスポーツ指導員養成講習会は、協会が実施する。また、都道府県・指定都市、都道府県・指定都市パラスポーツ協会、ブロックおよび都道府県・指定都市パラスポーツ指導者協議会、協会登録パラスポーツセンター、公益財団法人日本スポーツ協会および加盟都道府県体育（スポーツ）協会、公益社団法人日本理学療法士協会および都道府県理学療法士会、一般社団法人日本作業療法士協会、その他会長が認めた団体が実施することができる。
- ③公認上級パラスポーツ指導員養成講習会は、協会が実施する。また、その他会長が認めた団体が実施することができる。

(2) 公認パラスポーツコーチ養成講習会 協会が実施する。

(3) 公認パラスポーツ医養成講習会 協会が実施する。

(4) 公認パラスポーツトレーナー養成講習会 協会が実施する。

(5) 前各号の公認パラスポーツ指導者養成に係る講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、認定・登録など細目については、別に定める。

(指導者の登録・認定)

第5条 公認パラスポーツ指導者の認定は、次のとおりとする。

- (1) 公認パラスポーツ指導者の認定は、別に定める資格認定規程により、登録した者を対象とする。
- (2) 登録指導者は、協会の組織内の指導者とする。

(指導者の権利)

第6条 公認パラスポーツ指導者には、次にあげる権利を与える。

- (1) 協会が発行する指導者のための情報誌などの購読
- (2) 協会が主催する研修事業などへの参加資格
- (3) 協会が販売する物品などの購入資格
- (4) 「指導者マイページ」のコンテンツ利用

(指導者の活動促進)

第7条 公認パラスポーツ指導者の活動促進を図るため、協会は、関係機関および関係団体と共に各種指導活動の促進方策などの推進に努める。

(移行措置および暫定措置)

第8条 この制度施行日以前に公認資格認定を受けたパラスポーツ指導員、パラスポーツコーチ、パラスポーツ医、パラスポーツトレーナーについては、平成23年4月1日において自動的にこの制度に移行するものとする。

附則〔平成21年4月1日から施行〕

なお、従来の「公認障害者スポーツ指導者制度運営規程」、および同細則など（障害者スポーツ指導者資格取得認定校の基準カリキュラムの取扱いを除く。）は、この要綱の施行日をもって廃止する。

附則〔平成22年1月20日一部改正〕

1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。〔表題、第3条、第4条の障害者スポーツ指導者、障害者スポーツ医、障害者スポーツトレーナーの名称に公認を追記。〕

附則〔平成23年2月1日一部改正〕

1 「財団法人日本障害者スポーツ協会公認資格認定要綱」を「財団法人日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者要綱」に変更し各項目を整理した。

附則〔平成24年1月27日一部改正〕

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附則〔平成26年4月1日一部改正〕

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附則〔平成27年4月1日一部改正〕

1 指導者の養成において、公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会の実施ができる団体として「公益財団法人日本体育協会および加盟都道府県体育（スポーツ）協会」、「公益社団法人日本理学療法士協会および都道府県理学療法士会」を追記した。

附則〔平成30年4月1日一部改正〕

1 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。

附則〔令和4年4月1日一部改正〕

1 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」への名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。
2 指導者の養成において、公認初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の実施ができる団体として「協会登録障がい者スポーツセンター」を追記した。

附則〔令和5年4月1日一部改正〕

1 「公認パラスポーツ指導者」への名称変更に伴い、「公認初級パラスポーツ指導員」、「公認中級パラスポーツ指導員」、「公認上級パラスポーツ指導員」、「公認パラスポーツコーチ」、「公認パラスポーツ医」、「公認パラスポーツトレーナー」へ標記を変更した。

附則〔令和6年4月1日一部改正〕

1 登録団体規定の変更に伴い、「パラスポーツ協会」、「パラスポーツ指導者協議会」、「パラスポーツセンター」へ標記を変更した。
2 指導員の養成において公認中級パラスポーツ指導員養成講習会が実施できる団体として「都道府県・指定都市パラスポーツ指導者協議会」、「一般社団法人日本作業療法士協会」を追記した。

Ⅱ 日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者資格認定規程など

1 公認パラスポーツ指導員資格認定関係

(1) 公認パラスポーツ指導員資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（1）に規定する公認パラスポーツ指導員（以下「パラスポーツ指導員」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、次の各号の実現を図ることを目的とする。

- (1) 障がいの種別および程度などに応じたスポーツの指導体制を確立し、障がい者のスポーツの普及を図ること。
- (2) 資質の高い指導者の養成を図ること。
- (3) 指導者の社会的信頼を確保すること。
- (4) 都道府県・指定都市、ブロックや競技毎に指導員の組織的連携をすすめ指導活動の促進を図ること。

(種類と役割)

第2条 パラスポーツ指導員の種類と役割は次のとおりとする。

(1) 初級パラスポーツ指導員

障がいやパラスポーツ、安全管理等に関する基礎的な知識や障がい者に対応するための基本的な技術を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。プレーヤーに運動やスポーツの楽しさ、基本的な運動の仕方やその意義や価値を伝える。地域の大会や行事に積極的に参加し、指導員組織の事業にも積極的に参加し、地域のパラスポーツ振興を支える。中級パラスポーツ指導員資格取得をめざすなど自己研鑽を積むようにする。

(2) 中級パラスポーツ指導員

障がいやパラスポーツ、安全管理等に関する専門的な知識と障がい者に対応するための技術と経験を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。指導計画を立て、プレーヤーに運動やスポーツの楽しさ、各競技の基本的な技術や練習方法を指導する。障がい者がスポーツすることの意義や価値をプレーヤーとパラスポーツを取り巻く人々に伝える。地域の大会や行事では運営のリーダーとして参加者を支援し、スタッフをまとめる。また、全国障害者スポーツ大会の役員として参加する。地域のパラスポーツ振興の課題を理解し、関係諸団体と連携してその解決をめざす。上級パラスポーツ指導員資格取得をめざすなど自己研鑽を積むようにする。

(3) 上級パラスポーツ指導員

障がいやパラスポーツ、安全管理等に関するより専門的な知識と障がい者に対応するための高度な技術と豊富な経験を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。指導計画を立て、プレーヤーに運動、スポーツの楽しさや競技の専門的な技術や練習方法を指導する。障がい者がスポーツすることの意義や価値をプレーヤーに伝えるとともに広く社会にアピールする。地域の大会や行事を企画、運営し、参加者を支援し、スタッフをまとめる。また、全国障害者スポーツ大会の中心的な役員として活動する。地域のパラスポーツ振興のリーダーとして課題を理解し、関係諸団体と積極的に連携を図りその解決に取り組む。初級および中級パラスポーツ指導員の研鑽を促進、支援するとともに自ら研鑽して知識や技術を習得するようにする。

(資格取得)

- 第3条 前条に規定する資格を取得しようとする者は、公認パラスポーツ指導員資格認定細則（以下「細則」という。）第3章に規定する養成講習会において、パラスポーツ指導員基準カリキュラム（以下「基準カリキュラム」という。）を修了しなければならない。
- 2 細則第4章に規定するパラスポーツ指導員資格取得認定校においては、学内で実施される開講科目によって、基準カリキュラムを修了しなければならない。
 - 3 中級指導員の認定校については初級指導員の基準カリキュラムと中級指導員の基準カリキュラムの双方を実施し、在学中に計80時間以上の活動経験を積まなければならない。
 - 4 中級指導員の認定校については、初級指導員の基準カリキュラム修了時に、希望者は初級指導員の資格取得の申請ができるものとする。

(認定)

- 第4条 パラスポーツ指導員の認定は、次の各号のいずれかに該当し、資格取得申請をした者を会長が認定する。
- (1) 協会が認定したパラスポーツ指導員養成講習会の修了者。
 - (2) 協会が認定する学校などで所定の要件を満たした者。
 - (3) その他、特別に会長が認めた者。

(資格の有効期間および更新)

- 第5条 資格の有効期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、期間の途中において新たに認定を受け登録することができる。
- 2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度登録とする。
 - 3 資格の更新を希望する者は、期限内に登録料を納めなければならない。

(資格の喪失)

- 第6条 パラスポーツ指導員は次に該当するとき、その資格を喪失する。
- (1) パラスポーツ指導員資格の更新をしなかったとき。
 - (2) その他、パラスポーツ指導員として適当でないと会長が認めたとき。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成24年1月27日一部改正]

- 1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

- 1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [令和2年4月1日一部改正]

- 1 公認障がい者スポーツ指導員養成講習会のカリキュラム変更に伴い、「公認障がい者スポーツ指導員の種類と役割」を修正した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

- 1 「公認パラスポーツ指導者」への名称変更に伴い、「指導員」に関する標記を整理した。
- 2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。

(2) 公認パラスポーツ指導員資格認定細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、公認パラスポーツ指導員資格認定規程第4条の規定などに基づき、資格の認定に関する具体的な手続きおよび、資格取得に必要な養成講習会並びに資格取得が可能な認定校の取扱いを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

第2章 公認パラスポーツ指導員

(資格認定手続きおよび登録方法)

第2条 公認パラスポーツ指導員（以下「パラスポーツ指導員」という。）として認定を希望する者は、次により認定の申請をする。

(1) 所定のパラスポーツ指導員資格認定申請書（様式－1）、指導者登録シート（様式－2）を提出し、申請・認定料 5,500円および登録料 3,800円を納めること。ただし、次の場合は昇級扱いとなるため、申請時には申請・認定料（5,500円）のみを納め、登録料（3,800円）は年度末の資格更新の際に個別に納めること。

<昇級扱いになるもの>

- ・初級パラスポーツ指導員が中級パラスポーツ指導員の資格を申請する場合
- ・中級パラスポーツ指導員が上級パラスポーツ指導員の資格を申請する場合

(2) 申請期間は、資格取得に必要な養成講習会などの修了後60日以内とする。

(3) 資格を喪失した者で復権を希望する者は、復権届（様式－5）を提出し、審査を受けなければならない。復権を認められた者は喪失期間中の登録料を納めなければならない。ただし、復権可能な期間は資格喪失後5年以内とする。

(交 付)

第3条 協会は、認定者に対し、「認定証」、「登録証」および「活動実績証明」を交付する。

(活 動)

第4条 パラスポーツ指導員は活動実績証明にパラスポーツに関する活動内容を記入し、主催者の証明（印・サイン等）を受けることで活動を証明することができる。

(更新手続き)

第5条 資格の更新を希望する者は、2月1日から3月31日の期間内に登録料3,800円を納めなければならない。

(休会)

第6条 海外への転勤・留学、出産・育児、健康上の理由（長期の入院等）等、指導員としての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 申請・認定料および登録料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 障がい者スポーツ指導員資格の休会に関する細則を追記した。

第3章 パラスポーツ指導員養成講習会

(養成講習会)

第7条 パラスポーツ指導員養成講習会の内容は、協会が指定するパラスポーツ指導員基準カリキュラム（以下「基準カリキュラム」という。）を含まなければならない。

(申請手続き)

第8条 養成講習会の開催を希望する団体は、開催の3ヶ月前までに所定の申請書（様式－7）に、実施要項案、受講申込書案、カリキュラム日程案を添えて提出しなければならない。

(講習会の認定)

第9条 協会は、前条による申請書類を審査し、養成講習会の認定をする。併せて、協会の後援名義使用を認める。

(講習会の受講資格)

第10条 講習会の受講資格は次のとおりとする。

(1) 初級パラスポーツ指導員

受講年度の4月1日現在で18歳以上の者

(2) 中級パラスポーツ指導員

初級パラスポーツ指導員資格取得後、2年以上経過している者で、かつ80時間以上の活動経験を有している者。

公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者、公益社団法人日本理学療法士協会会員理学療法士、学校教員（保健体育）、一般社団法人日本作業療法士協会会員作業療法士対象の講習会については、別に定める。

(3) 上級パラスポーツ指導員

中級パラスポーツ指導員資格取得後、3年以上経過している者で、かつ120時間以上の活動経験を有している者。

(中級講習会の受講資格の確認)

第11条 中級の講習会開催における受講者決定にあたっては、主催者が申込者の当年度の登録証のコピーをもって登録状況を確認し、活動実績証明に記載された時間数と併せて受講資格の有無を確認しなければならない。

公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者、公益社団法人日本理学療法士協会会員理学療法士、学校教員（保健体育）、一般社団法人日本作業療法士協会会員作業療法士対象の講習会開催における受講者の決定にあたっての資格の確認等については、別に定める。

(講習会テキスト)

第12条 初級および中級の講習会では、協会指定のテキスト「障がいのある人のスポーツ指導教本（初級・中級）改正版」、「全国障害者スポーツ大会競技規則集」を使用しなければならない。

(修了者の報告)

第13条 初級または中級の講習会を開催した団体は、協会に様式－3により報告しなければならない。

第4章 パラスポーツ指導員資格取得認定校

(認定校)

第14条 学校教育法に基づく大学・短期大学および専門課程を置く専修学校などで、申請のあったもののうち、協会が認めた学校を公認パラスポーツ指導員資格取得認定校（以下「認定校」という。）とする。

- 2 認定校は（1）初級パラスポーツ指導員および（2）中級パラスポーツ指導員の資格が取得できる学校の2種類とする。前者は修業年数2年以上、後者は修業年数4年以上の学校とする。

(申請手続き)

第15条 認定校を希望する学校は、次項に掲げる申請書類を協会に提出し、認定を受けなければならない。

- 2 新規申請には次のものを提出すること。

(1) パラスポーツ指導員資格取得認定校申請書（様式-6）

(2) ① 初級資格取得認定校

初級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（様式-8）

② 中級資格取得認定校

初級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（様式-8）

中級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（様式-9）

(3) 基準カリキュラムが確認できる資料（シラバスなど）

3 認定された学校は、3月1日から5月31日の期限内に認定料（1校につき年間 初級認定校60,000円、中級認定校120,000円）を納めなければならない。

4 認定の継続を希望する学校は、第2項のうち（1）および（2）を提出し、（3）については内容に変更があった場合のみ提出すること。認定料については前項のとおりとする。

(資格取得申請)

第16条 申請は、カリキュラム修了者個々が記入した様式-2を取りまとめ、様式-4によりおこなう。

2 申請は、認定校がまとめて申請しなければならない。

3 中級パラスポーツ指導員資格取得の場合、次のものを添付すること。

(1) 中級パラスポーツ指導員の新規申請者は、活動実績証明（活動実績確認シートなど）。

(2) 初級パラスポーツ指導員の資格を取得している者は、パラスポーツ指導員登録証と活動実績証明（活動実績確認シートなど）。

4 中級指導員の認定校において、初級指導員の基準カリキュラムを修了し、在学中に初級指導員の認定を希望する場合は、同条1項および2項のとおりとする。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 認定校の認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [平成30年4月1日一部改正]

1 養成講習会開催希望団体の提出書類として「受講申込書案」を追加した。

2 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。

附 則 [令和3年4月1日一部改正]

1 認定校の資格取得申請に必要な書類として様式-1を削除した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会の受講資格として学校教員（保健体育）を追記した。

第5章 基準カリキュラムおよび各種様式

(基準カリキュラム・様式)

第17条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から適用する。ただし、第16条の別紙1で定める基準カリキュラムについては、認定校に限り、当該基準カリキュラムへの移行期間内（大学4年間、短大・専門学校2年間）に随時移行するものとする。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この細則は、平成22年4月1日から適用する。[第2条2、別紙2の様式および障害者スポーツ指導者の名称に公認を追記]

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 [(3) 障がい者スポーツ指導員基準カリキュラム 3) 上級障がい者スポーツ指導員養成講習会] のカリキュラムを一部改正した。

附 則 [平成30年4月1日一部改正]

- 1 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。
- 2 [様式-7 公認障がい者スポーツ指導員養成講習会開催申請書] を一部改正した。
- 3 [様式-8 公認初級障がい者スポーツ指導員カリキュラム一覧] を一部改正した。
- 4 [様式-9 公認中級障がい者スポーツ指導員カリキュラム一覧] を一部改正した。

附 則 [2019年4月1日一部改正]

- 1 5月1日に施行される元号改正に備え各様式の元号標記を和暦から西暦へ変更した。
- 2 [様式-2 調査書] を一部改正した。
- 3 [公認障がい者スポーツコーチ基準カリキュラム] を一部改正した。
- 4 [公認障がい者スポーツトレーナー基準カリキュラム] を一部改正した。

附 則 [令和2年4月1日一部改正]

1 [(3) 公認障がい者スポーツ指導員基準カリキュラム 1) 公認初級障がい者スポーツ指導員養成講習会、2) 公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会、3) 公認上級障がい者スポーツ指導員養成講習会] のカリキュラムを改正した。

附 則 [令和3年4月1日一部改正]

1 [(3) 公認障がい者スポーツ指導員基準カリキュラム 4) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者対象公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会、5) 公益社団法人日本理学療法士協会会員理学療法士対象公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会] のカリキュラムを改正した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

(3) 公認障がい者スポーツ指導員基準カリキュラムとして6) 学校教員（保健体育）対象公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会のカリキュラムを追記した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツ指導者」への名称変更に伴い、「指導員」に関する標記を整理した。

附 則 [令和6年4月1日一部改正]

- 1 公認パラスポーツ指導員基準カリキュラムとして7) 一般社団法人日本作業療法士協会会員作業療法士対象公認中級パラスポーツ指導員養成講習会のカリキュラムを追記した。
- 2 「様式-2 指導者登録シート」を一部改正した。
- 3 「様式6 資格取得認定校申請書」を一部改正した。

(3) 公認パラスポーツ指導員基準カリキュラム

1) 公認初級パラスポーツ指導員養成講習会（21.0時間以上）

領域	講習科目	内容	時間	
人間力	思考判断	スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質	スポーツにおけるインテグリティを理解し、プレーヤーズファーストの視点やプレーヤーとともに学び続ける姿勢について学ぶ。	1.5
		パラスポーツの意義と理念	障がい者にとってのスポーツの意義と理念を理解する。	1.5
	態度行動	コミュニケーションスキルの基礎（※演習含む）	公認パラスポーツ指導者として必要なコミュニケーションスキルやソーシャルスキルの基礎を学ぶ。実践、演習を通して人前で話すこと、相手の意見を傾聴することを体験する。	1.5
		障がいのある人との交流（※実技、実習可）	スポーツ活動をしている障がい当事者の体験談を聞いたり、スポーツ活動現場に出かけるなど、障がい者とのふれあいを通じ、障がい者にとってのスポーツの必要性・意義・価値を学ぶ。	1.5以上
		パラスポーツ推進の取り組み	資格を取得した後に、地域で行われている教室や大会等へ積極的に関わられるように、地域のパラスポーツ振興の現状について学ぶ。	1.5
		パラスポーツに関する諸施策	わが国の障がい者福祉施策（障害者手帳を含む）およびパラスポーツに関する施策（スポーツ基本法やスポーツ基本計画など）について学ぶ。	1.5
知識技能	共通	安全管理	スポーツを実施する際の安全管理の基本的な項目と内容を学ぶ。（ヒヤリハットや指導者の安全配慮義務、AED、応急手当など）	1.5
	専門	各障がいの理解	各障がいの主な特性や、実際のスポーツ活動場面で活かせる各障がいに関する知識と指導上の配慮点を身につける。 <身体障がい3時間（肢体不自由、視覚障がい、聴覚・音声言語障がい、内部障がいを含む）、知的障がい（発達障がいを含む）1.5時間、精神障がい1.5時間>	6以上
		各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫（※実技）	障がいのある人が、スポーツやレクリエーションを安全に楽しむためのルール・用具の工夫の仕方や、指導員としての留意点・接し方について実技を通して学ぶ。	3以上
		全国障害者スポーツ大会の概要	全国障害者スポーツ大会の基本理念など大会の概要および大会開催の目的や意義について学び、大会がスポーツ未経験者や初心者へのスポーツ参加の動機づけになっていること、地域のスポーツ振興を進める契機となっていることを学ぶ。	1.5
時間数			21時間以上	

2) 公認中級パラスポーツ指導員養成講習会（57.0時間以上）

領域	講習科目	内容	時間		
人間力	思考判断	スポーツの意義と価値（※演習含む）	3		
	態度行動	公認パラスポーツ指導員としてのキャリア形成（※演習含む）	過去と将来の指導者としてのキャリアを考え、自身の指導者像を形成する。＜①事前課題（自身の指導員としての振り返り）、②演習（指導員としてあるべき姿の形成）＞	3	
		地域におけるパラスポーツ振興	パラスポーツに関わる諸団体や関係所管について理解し、連携することの必要性について学ぶ。	1.5	
知識技能	共通	身体の仕組みと体力づくり	身体の仕組みやトレーニングの原理・原則を理解し、障がい者の体力向上トレーニングや健康づくりのための運動指導について学ぶ。	3	
		救急処置法（※実技）	救命手当や応急処置の方法、手順さらには事前の準備や事後の留意点について実技を通して学ぶ。（心配蘇生法、AED、気道異物除去、熱中症、外傷など）	3	
		リスクマネジメント	リスクマネジメントに関する基礎知識を学び、パラスポーツ指導現場における事例を学ぶ。	1.5	
		スポーツ心理学Ⅰ	障がい受容について受傷からの心理的プロセスを学ぶ。さらに障がい者の体験談を通して、スポーツの心理的効果と心理的支援の方法について学ぶ。	1.5	
	専門	障がい各論	障がいの種類や特性について医学的な知識を学び、日常生活やスポーツ現場で関わるうえでの留意点について学ぶ。 ＜身体障がい7.5時間以上（肢体不自由3時間、視覚障がい1.5時間、聴覚・音声言語障がい1.5時間、内部障がい1.5時間）、知的障がい（発達障がい含む）3時間、精神障がい1.5時間＞	12以上	
		障がい者のスポーツ指導における留意点	障がい特性に応じた支援・指導法を理解し、スポーツ指導場面における留意点について学ぶ。また、指導案を作成するうえでの基本的なポイントについて学び、個別指導をする際の指導案を作成する。	4.5	
		全国障害者スポーツ大会競技の指導法と競技規則（※実技）	全国障害者スポーツ大会実施競技の実技を通して、その指導法や競技規則など、選手団コーチとして必要な知識・技能を学ぶ。 ＜水泳3時間、陸上3時間、その他全国障害者スポーツ大会の競技より3競技を選択し各2時間＞	12	
		全国障害者スポーツ大会の歴史と目的・意義	全国障害者スポーツ大会の成り立ちや歴史の変遷を学ぶ。	1.5	
		全国障害者スポーツ大会の実施競技と障害区分	全国障害者スポーツ大会で実施されている競技・種目の概要を理解し、適用されている障害区分を学ぶ。	3	
		全国障害者スポーツ大会選手団編成とスタッフの役割	全国障害者スポーツ大会へ帯同するスタッフとして、代表選手の選考方法および選手や選手団に必要なサポートについて学ぶ。	1.5	
		補装具の理解	補装具の種類を理解し、その取扱いについて学ぶ。	1.5	
		発育・発達に応じた指導法	身体の発育・発達の原則と精神的な発達、知的障がいの特性に応じた発育・発達の観点から運動指導の留意点について学ぶ。	3	
		最重度の障がい者のスポーツの実際（重症心身障がい児・者を含む）（※見学・実技可）	最重度の障がい者（重症心身障がい児・者を含む）のスポーツを理解し、様々な創意工夫の実例について学ぶ。	1.5	
		時間数			57時間以上

3) 公認上級パラスポーツ指導員養成講習会（45.5時間）

領域	講習科目	内容	時間	
人間力	思考判断	プレゼンテーション能力 他者の意見を「聴く」、自身の意見を「伝える」際のポイントについて確認する。（講習会開始前のオリエンテーション含む）	1	
	態度行動	地域におけるパラスポーツの課題 （※演習含む）	地域におけるパラスポーツの課題をグループ単位で話し合い発表する。また、その課題について協議し問題解決策を見出す。 <自身の地域のスポーツ推進計画を事前に調べ、発表する>	6
		スポーツ界の最新情報	最新のスポーツ界を取り巻く諸問題について学ぶ。	2
知識技能	共通	事故などのトラブルの対処法	事故が起きた際の初動、言動、対応の仕方について、問題拡大を未然に防ぐ配慮と方法（法的責任や保険）について学ぶ。パラスポーツ活動現場での要望・相談など事例について学ぶ。	3
		スポーツ心理学Ⅱ	競技者の心理と指導者としての効果的なアプローチについて学ぶとともに、事業をすすめる上で大切な「リーダーシップ」や「チームビルディング」について学ぶ。	4
		指導案の作成と検証Ⅰ・Ⅱ	障がいの種類や程度または実施環境などを考慮し、安全かつ対象者の目的に合わせた指導案の作成手順・ポイントについて学ぶ。また、実践（発表）を通して、指導案や実施内容に含まれる問題点・改善点を抽出するなど、内容の検証を行う。	6
	専門	スポーツと栄養	スポーツに必要な身体づくりのためのエネルギーと栄養摂取の方法について学ぶ。年齢、性別に応じた身体づくりのための栄養摂取を理解する。	2
		全国障害者スポーツ大会 選手団のマネジメント	全国障害者スポーツ大会の選手団結成から大会終了後までの一連の動きについて学ぶ。選手団の役員として大会をマネジメントするうえでの総合的な知識を学ぶ。	1.5
		わが国のスポーツ施策と パラスポーツ	わが国のスポーツ施策について、これまでのあゆみと現状について学ぶとともに、パラスポーツに関わる施策について理解する。	2
		スポーツ事業の企画運営の 実際 （※演習含む）	地域におけるパラスポーツ事業の企画から運営までの実施計画をグループ単位で立案・発表（プレゼンテーション）し、効果的な企画・運営の仕方を学ぶ。	6
		高齢者とスポーツ	高齢障がい者の特性を理解するとともに、実際に行われているスポーツを事例に出しながら、その意義や指導上の留意点を学ぶ。	2
		女性とスポーツ	女性の身体的な発育・発達と競技パフォーマンスの関連性やライフスタイルの変化と運動習慣の関連性について学ぶ。	2
		スポーツ傷害・障害の 予防と管理	障がい者がスポーツをする際に起こりやすい怪我や二次的障害の実際とその予防法を学ぶ。	2
		スポーツ実技 （※実技）	地域で行われているスポーツの体験を通してルールや用具に関する工夫・配慮について学び、実際に種目を作成する。	4
		パラスポーツの 歴史と現状	国内外のパラスポーツの歴史的経過を学び、日本パラスポーツ協会のビジョンを通して現在の状況や展望について学ぶ。	2
	時間数			45.5 時間

4) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者対象 公認中級パラスポーツ指導員養成講習会 (29.5時間以上)

領域	講習科目	内容	時間
医療	障がい各論	障がいに留意した指導ができるよう、各種障がいに関する医学的・心理的な特性を学ぶ。 <脊髄損傷・切断・関節障がいその他機能障がい(2.5h) 脳原性麻痺 (CP,CVA) (1.5h)、視覚障がい (1.5h) 内部障がい (1.5h)、聴覚障がい (1.5h) 知的障がい (発達障がい含む) (1.5h)、精神障がい (1.5h)>	11.5 以上
パラスポーツ	パラスポーツ概論	我が国のパラスポーツの歩み、日本パラスポーツ協会の取り組みを通じて、パラスポーツの意義、その現状について学ぶ。また一般スポーツとの施策やスポーツ環境の違いを理解するとともに、パラスポーツの課題や現状を学ぶ。	2
	全国障害者スポーツ大会の概要	大会がスポーツ未経験者や初心者の方のスポーツ参加の大きな動機づけになっていることを理解するとともに、一般競技とは異なる点や開催目的、参加資格、競技規則の成り立ち、実施競技、障害区分等について学ぶ。	2
	補装具の理解	補装具の種類や特徴を学ぶとともに、指導者として最小限知っておくべき事柄やスポーツ指導現場での留意点を理解する。(義肢、装具、車いす、杖など)	1.5
	地域でのパラスポーツの取り組み	パラスポーツの実施例、課題等の紹介を通じ、実際に地域で行われている活動を学ぶ。その内容をふまえ、障がい者がスポーツに参加することを想定した指導案の作成、または地域の中で障がい者が一緒に楽しめる教室やイベントの企画立案など、プログラムを作成する。	3
	障がい者にとってのスポーツの価値	障がい者の実体験に基づく話を聞き、障がい者にとってのスポーツの価値について理解を深める。	1.5
実技・実習	車いすとスポーツ	車いすを使用したスポーツの体験を通してその種目の楽しさやルールを学ぶとともに、準備運動、起こりやすいケガとその予防法、車いす介助法などについても学ぶ。	2
	視覚障がい者とスポーツ	視覚障がい者が行うスポーツの体験をとおして種目の楽しさやルールを学ぶとともに、介助法(手引)やコーチング(方向指示・言葉かけを含む指導)の仕方を含め、安全にスポーツを実施するための留意事項について学ぶ。	2
	脳原性麻痺者とスポーツ	脳原性麻痺者が行うスポーツの体験を通して種目の楽しさやルールを学ぶ。また対象者の麻痺の状況を留意し、安全にスポーツを実施するための留意事項について学ぶ。	2
	障がい特性に応じた水泳への導入法	障がい者がプールに入る際の更衣室内の配慮、入退水から水中でのサポート方法など、指導の際の安全確保について障害別症例により留意点を学ぶ。また、片側麻痺や視覚障がいの疑似体験による水中歩行や泳ぎ方についても実際に行い、障がい者にとっての水の効用や障がい特性に応じた浮き身や立ち方の指導法などの実践力を身につける。	2
レポート	活動実績報告	パラスポーツに関わるきっかけ作りとして、講習会終了後に個別に地域でのパラスポーツに関わる活動をし、その内容をレポートにまとめ提出する。	講習後 作成 提出
備考	講習会の中で、グループワークやアクティブラーニングを通じてコミュニケーション能力の向上をめざす。		

5) 公益社団法人日本理学療法士協会会員理学療法士対象 公認中級パラスポーツ指導員養成講習会(29.5時間以上)

領域	講習科目	内容	時間
医療	障がい各論	各種障がいに関する医学的・心理的な特性を学び、障がいに留意した指導が不可欠であることを学ぶ。 <視覚障がいの概要(1.0h) 聴覚障がいの概要(1.0h) 知的障がいの概要(1.5h) 精神障がいの概要(1.5h)>	5 以上
体育学	スポーツの意義と価値 (※演習を含む)	スポーツが本来もつ、身体的・文化的・社会的な意義や価値について学ぶ。また、障がい者にとってのスポーツの意義と価値についても学ぶ<演習：スポーツのインテグリティについて話し合う>	1.5
	スポーツ心理学	スポーツ場面における選手の心理状況を学び、指導者として効果的な心理的アプローチの方法について学ぶ。	1.5
	トレーニングの基礎知識	各種トレーニングの特徴を理解し、障がいに留意したトレーニングプログラムの組み立て方や実施上の留意点について学ぶ。	1.5
パラスポーツ	パラスポーツと理学療法士	理学療法士として、パラスポーツの造詣を深めるとともに、関わる意義やその方法について学ぶ。また、公認パラスポーツ指導者制度の概要を学び、指導者の役割についても学ぶ。	1.5
	地域におけるパラスポーツ振興	パラスポーツに関わる諸団体や関係所管について理解し、連携することの必要性について学ぶ。	1.5
	全国障害者スポーツ大会の概要	我が国のパラスポーツを知る上でその歴史的な背景も含め、全国障害者スポーツ大会の概要を学ぶ。	1.5
	全国障害者スポーツ大会の障害区分	全国障害者スポーツ大会の障害区分を正しく理解し、障害区分を判定する際の留意点等を学ぶ。	1.5
	障がい者のスポーツ指導上の留意点と工夫	各障がいに応じた指導の事例を通して指導上の留意点(リスク管理含む)について学ぶ。	2
実技・実習	視覚障がい者のスポーツ実習	視覚障がい者が行うスポーツの体験を通してその種目の楽しさやルールを学ぶとともに、介助法(手引)やコーチング(方向指示・言葉かけを含む指導)の仕方を含め、安全にスポーツを実施するための留意事項について学ぶ。	2
	補装具(スポーツ用)を用いたスポーツ実習	スポーツ用の車いすや義足などを使用したスポーツ体験を通してその種目の楽しさや技術・ルールを学ぶとともに、起こりやすいケガとその予防法についても学ぶ。	2
	重度障がい者のスポーツ実習	重度障がい者が行っているスポーツ、レクリエーションの体験と様々な創意工夫の実例を紹介し、障がい者が重度であってもスポーツを楽しむことができることを体験する。	2
	全国障害者スポーツ大会実施競技の実習	全国障害者スポーツ大会の実施競技を体験する中で、その競技の特性やルールについて理解を深め、障がい者がスポーツを実施する際の指導上の留意点についても学ぶ。(他実習の時間と実施競技が重ならないようにする)	6 以上
レポート	活動実績報告	パラスポーツに関わるきっかけ作りとして、講習会終了後に個別に地域でのパラスポーツに関わる活動をし、その内容をレポートにまとめ提出する。	講習後 作成 提出
備考	講習会の中で、グループワークやアクティブラーニングを通じてコミュニケーション能力の向上をめざす。		

6) 学校教員（保健体育）対象 公認中級パラスポーツ指導員養成講習会（29.5時間以上）

領域	講習科目	内容	時間
医療	障がい各論	障がいに留意した指導ができるよう、各種障がいに関する医学的・心理的な特性を学ぶ。 <脊髄損傷・切断・関節障がいその他機能障がい(2.5h) 脳原性麻痺（CP,CVA）(1.5h)、視覚障がい（1.5h） 内部障がい（1.5h）、聴覚障がい（1.5h） 知的障がい（発達障がい含む）(1.5h)、 精神障がい（1.5h）>	11.5 以上
パラスポーツ	パラスポーツ概論	我が国のパラスポーツの歩み、日本パラスポーツ協会の取り組みを通じて、パラスポーツの意義、その現状について学ぶ。また一般スポーツとの施策やスポーツ環境の違いを理解するとともに、パラスポーツの課題や現状を学ぶ。（スポーツのインテグリティを含む）	2
	全国障害者スポーツ大会の概要	大会がスポーツ未経験者や初心者のスポーツ参加の大きな動機づけになっていることを理解するとともに、一般競技とは異なる点や開催目的、参加資格、競技規則の成り立ち、実施競技、障害区分等について学ぶ。また、選手が使用する補装具の種類や役割について理解する。	2
	地域におけるパラスポーツ振興	児童・生徒の在学中および卒業後を含む一生涯のスポーツ活動がイメージできるように、地域のパラスポーツに関わる諸団体や関係所管について理解し、それらが連携することの必要性について学び、学校と地域をつなぐ役割を担えるようにする。	1.5
	学校教育におけるパラスポーツ	学校でのパラスポーツの導入や展開方法について事例等を通じて学び、障がいの有無に関わらず生徒が楽しめるスポーツプログラムや環境作りについて考える。また、演習を通じてインクルーシブ体育の実践方法を考える。（演習例：障がいのある児童・生徒とない児童・生徒と一緒にスポーツを楽しむためにどのようにプログラムを工夫して準備、対応できるか）	3
	障がい者にとってのスポーツの価値	障がい者の実体験に基づく話を聞き、障がい者にとってのスポーツの価値について理解を深める。	1.5
実技・実習	車いすとスポーツ	車いすを使用したスポーツの体験を通してその種目の楽しさやルールを学ぶとともに、準備運動、起こりやすいケガとその予防法、車いす介助法などについても学ぶ。	2
	視覚障がい者とスポーツ	視覚障がい者が行うスポーツの体験を通して種目の楽しさやルールを学ぶとともに、介助法（手引）やコーチング（方向指示・言葉かけを含む指導）の仕方を含め、安全にスポーツを実施するための留意事項について学ぶ。	2
	脳原性麻痺者とスポーツ	脳原性麻痺者が行うスポーツの体験を通して種目の楽しさやルールを学ぶ。また対象者の麻痺の状況を留意し、安全にスポーツを実施するための留意事項について学ぶ。	2
	障がい特性に応じた水泳への導入法	障がい者がプールに入る際の更衣室内の配慮、入退水から水中でのサポート方法など、指導の際の安全確保について障害別症例により留意点を学ぶ。また、片側麻痺や視覚障がいの疑似体験による水中歩行や泳ぎ方についても実際に行い、障がい者にとっての水の効用や障がい特性に応じた浮き身や立ち方の指導法などの実践力を身につける。	2
レポート	活動実績報告	パラスポーツに関わるきっかけ作りとして、講習会終了後に個別に地域でのパラスポーツに関わる活動をし、その内容をレポートにまとめ提出する。	講習後 作成 提出
備考	講習会の中で、グループワークやアクティブラーニングを通じてコミュニケーション能力の向上をめざす。		

7) 一般社団法人日本作業療法士協会会員作業療法士対象 公認中級パラスポーツ指導員養成講習会(29.5時間以上)

領域	講習科目	内容	時間
医療	障がい各論	各種障がいに関する医学的・心理的な特性を学び、日常生活やスポーツ現場で関わるうえでの留意点について学ぶ。 視覚障がい(1.0h)、聴覚・音声言語障がい(1.0h)、知的障がい(発達障がいを含む)(1.5h)	3.5
体育学	スポーツの意義と価値 (※演習含む)	スポーツが本来もつ、身体的・文化的・社会的な意義や価値について学ぶ。また、障がい者にとってのスポーツの意義と価値についても学ぶ<演習：スポーツのインテグリティについて話し合う>	1.5
	スポーツ心理学	障がい受容について受傷からの心理的プロセスを学ぶ。さらに障がい者の体験談を通して、スポーツの心理的効用と心理的支援の方法について学ぶ。	1.5
	トレーニングの基礎知識	各種トレーニングの特徴を理解し、障がいに留意したトレーニングプログラムに組み立て方や実施上の留意点について学ぶ。	1.5
障がい者スポーツ	パラスポーツと作業療法士	作業療法士として、パラスポーツの造詣を深めるとともに、関わる意義やその方法について学ぶ。また、公認パラスポーツ指導者制度の概要を学び、指導者の役割についても学ぶ。	1.5
	地域におけるパラスポーツ振興	パラスポーツに関わる諸団体や関係所管について理解し、連携することの必要性について学ぶ。	1.5
	全国障害者スポーツ大会の概要	我が国のパラスポーツを知る上でその歴史的な背景も含め、全国障害者スポーツ大会の概要(実施競技を含む)を学ぶ。また、大会に参加するスタッフの役割についても学ぶ。	2.0
	全国障害者スポーツ大会の障害区分	全国障害者スポーツ大会の障害区分を正しく理解し、障害区分を判定する際の留意事項等を学ぶ。	1.5
	障がい者のスポーツ指導上の留意点と工夫	各障がいに応じた指導の事例を通して指導上の留意点(リスク管理を含む)について学ぶ。	2.0
	補装具の理解	補装具の種類や特徴を学ぶとともに、指導者として最小限知っておくべき事柄やスポーツ指導現場での留意点を理解する。	1.5
実技・実習	視覚障がい者のスポーツ実習	視覚障がい者が行うスポーツの体験を通してその種目の楽しさやルールを学ぶとともに、介助法(手引)やコーチング(方向指示・言葉かけを含む指導)の仕方を含め、安全にスポーツを実施するための留意事項について学ぶ。	1.5
	最重度の障がい者のスポーツの実際(重症心身障がい児・者を含む) (※見学・実技可)	最重度の障がい者(重症心身障がい児・者を含む)のスポーツを理解し、様々な創意工夫の実例について学ぶ。	2.0
	全国障害者スポーツ大会実施競技の実習	全国障害者スポーツ大会の実施競技を体験する中で、その競技特性やルールについて理解を深め、障がい者がスポーツを実施する際の指導上の留意点について学ぶ。	6.0
	パラスポーツとMTDLP	ケーススタディーを通して、身体評価、残存能力の評価等に加え、実践するスポーツの競技特性の理解や自助具等の環境設定等により、障がい者のスポーツへの適用について考える。	2.0
レポート	活動実績報告	パラスポーツに関わるきっかけ作りとして、講習会終了後に個別に地域でのパラスポーツに関わる活動をし、その内容をレポートにまとめ提出する。	講習後作成提出
備考	講習会の中で、グループワークやアクティブラーニングを通じてコミュニケーション能力の向上をめざす。		

*受付番号 _____

指導員 資格認定申請書

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員
資格認定申請書

ふりがな

氏名

自宅〒

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員の資格を取得いたしたく、指導者登録シート（様式-2）と申請・認定料・登録料を添えて申請いたします。

- () 公認初級パラスポーツ指導員
 () 公認中級パラスポーツ指導員
 () 公認上級パラスポーツ指導員

※ 取得したい資格の()内に○印をすること。

証明欄)

講習会名	
修了した年月日	令和 年 月 日 修了
主催団体名及び担当者名	印

- ※ 日本スポーツ協会指導者対象および理学療法士対象の公認中級パラスポーツ指導員養成講習会修了者が個々に申請を行う場合は、以下の証明欄に主催団体の証明を受けるか、修了証のコピーを添付してください。
- ※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

指導者登録シート

様式-2

本書に記載された内容は、「公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程」及び「公益財団法人日本パラスポーツ協会公認指導者個人情報の取り扱いについて」に基づき管理し、当協会および本登録シートにて選択する活動登録地のパラスポーツ協会、パラスポーツ指導者協議会、パラスポーツセンターからのパラスポーツの情報提供に使用いたします。ご了承のうえ、以下へご記入をお願いいたします。

※◆マークは記入必須項目です。

記入日 西暦 年 月 日

申請する資格 ◆ (該当に○)	初級・中級・上級 スポーツコーチ・スポーツ医・スポーツトレーナー		登録番号 (日本パラスポーツ協会の 資格をお持ちの方のみ記入)		
	姓		名		性別
ふりがな ◆					
氏名 ◆					
※氏名が特殊文字の場合は、変換できない場合がございますので、出来るだけ代わりとなる一般的な漢字をご使用ください。					
生年月日 ◆	西暦	年	月	日	歳
認定校名					※認定校での取得者のみ
事務局からの 情報送付先 ◆	自宅	勤務先	※登録更新等のお知らせや情報誌を送付します。		
活動登録地 (指導員・トレーナー必須◆)			※都道府県または指定都市から1つだけ記入してください。 記入した地域の指導者協議会に併せて登録されます。		
メールアドレス	※携帯キャリアメール(docomo, ezwebなど)以外のアドレスをご記入ください。(手書きの場合は分かりやすく記入してください。)				
マイページ登録 希望者必須◆					
自宅 ◆ ※住所は38文字以内に 収めてください。	住所	〒		—	
			都道府県		
	TEL	FAX		携帯	
勤務先 ※以下の文字数に収めて ください。 ・勤務先名+所在地=39 文字以内	勤務先名				
	所在地	〒		—	
			都道府県		
TEL	FAX				
パラスポーツの活動経験 (100文字以内)					
ご自身のスポーツ歴 (100文字以内)					
スポーツ・医療等に 関する資格取得	資格名				
	資格名				
	資格名				
	資格名				

※ 以下は、各資格ごとの項目です。該当資格の項目は必ずご記入ください。

パラスポーツコーチ のみ記入	受講時推薦団体名		
	現在の活動団体名		
パラスポーツ トレーナーのみ記入	受講時推薦団体名		
	現在の活動団体名		
パラスポーツ医 のみ記入	専門診療科目	①	
		②	

※ 氏名や連絡先等に変更が生じた場合は、必ず協会事務局にご連絡ください。

指導者登録シート(記入例)

様式-2

本書に記載された内容は、「公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程」及び「公益財団法人日本パラスポーツ協会公認指導者個人情報の取り扱いについて」に基づき管理し、当協会および本登録シートにて選択する活動登録地の障がい者スポーツ協会、障がい者スポーツ指導者協議会、障がい者スポーツセンターからのパラスポーツの情報提供に使用いたします。ご了承のうえ、以下へご記入をお願いいたします。

※◆マークは記入必須項目です。

記入日 西暦 2026 年 〇 月 〇 日

申請する資格 (該当に○)	<input checked="" type="radio"/> 初級・中級・上級 スポーツコーチ・スポーツ医・スポーツトレーナー		登録番号 (日本パラスポーツ協会の資格をお持ちの方のみ記入)	
	姓	名		性別
ふりがな ◆	きょうかい		たろう	
氏名 ◆	協会		太郎 男	
※氏名が特殊文字の場合は、変換できないことがございますので、出来るだけ代わりとなる一般的な漢字をご使用ください。				
生年月日 ◆	西暦 〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日 〇〇 歳			
認定校名				※認定校での取得者のみ
事務局からの情報送付先 ◆	自宅 <input type="radio"/>	勤務先 <input checked="" type="radio"/>	※登録更新等のお知らせや情報誌を送付します。	
活動登録地 (指導員・トレーナー必須◆)	〇〇県	複数記入しないこと	※都道府県または指定都市から1つだけ記入してください。記入した地域の指導者協議会に併せて登録されます。	
メールアドレス	※携帯キャリアメール(docomo,ezweb)マイページ登録に使用できないメールアドレス(例) docomo.ne.jp ezweb.ne.jp au.com biz.au.com sky.tkk.ne.jp sky.tu-ka.ne.jp sky.dtg.ne.jp ido.ne.jp softbank.ne.jp disney.ne.jp [a~z].vodafone.ne.jp email.sky. [a~z]dp.ne.jp			
マイページ登録希望者必須◆	●●●●●●123@abcd.ne.jp			
自宅 ◆ ※住所は38文字以内に収めてください。	住所	〒 103 - 0014		学生などで、4月以降住所が変更になる場合、新しい住所を記入してください。決まっていない場合は、帰省先など確実に連
		東 京	都 道 府 県 都 道 府 県 中 央 区	
	TEL	03-1234-5678		FAX
勤務先 ※以下の文字数に収めてください。 ・勤務先名+所在地=39文字以内	勤務先名	日 本 パ ラ ス ポ ー ツ 協 会		
	所在地	〒 103 - 0014		蚯 殻 町 2 - 1 3 - 6
	TEL	03-5695-5420		FAX
パラスポーツの活動経験 (50文字以内)	・障がい者スポーツセンターの教室の補助 ・パラスポーツ大会の補助 ・〇〇チームの練習のサポート			
ご自身のスポーツ歴 (50文字以内)	・水泳 ・マラソン			
スポーツ・医療等に関する資格取得	資格名			
	資格名			
	資格名			
	資格名			

※ 以下は、各資格ごとの項目です。該当資格の項目は必ずご記入ください。

パラスポーツコーチのみ記入	受講時推薦団体名	
	現在の活動団体名	
パラスポーツトレーナーのみ記入	受講時推薦団体名	
	現在の活動団体名	
パラスポーツ医のみ記入	専門診療科目	①
		②

※ 氏名や連絡先等に変更が生じた場合は、必ず協会事務局にご連絡ください。

* 受付番号 _____

養成講習会 修了者の報告

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員
養成講習会修了者の報告（初級・中級用）

申請団体名			
代表者名	印		
所在地	〒		
電話番号	内線番号（ ）		
FAX番号			
メールアドレス			
担当部署名			
担当者名			
講習会名			
講習会の種類 (該当するものに○)	初級講習会	中級講習会	
修了者人数	計 名		

令和 年 月 日、標記講習会を修了いたしましたので報告いたします。
なお、修了者は別添名簿のとおりです。

◆添付書類

- ・申請者名簿（下記の例を参考に、申請者名簿を作成し、添付してください。）
- ・資格認定申請書（様式-1） ・指導者登録シート（様式-2）

名簿作成例)

No.	姓	名	姓（ふりがな）【ひらがな】	名（ふりがな）【ひらがな】	申請欄
1	鈴木	太郎	すずき	たろう	○
2	山田	花子	やまだ	はなこ	
3					

※ 資格取得申請者は、申請欄に○印をつけてください。

* 受付番号 _____

認定校 学生の資格申請用

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員
資格認定申請書（認定校 学生申請用）

学校名			
学校長名 (学部長名等可)	印		
所在地	〒		
申請区分 (該当するものに○)	初級指導員	中級指導員	
事務担当者名			
電話番号			
FAX番号			
メールアドレス			

本校学生が、令和 年 月 日、指導者制度に定められた基準カリキュラムを修了いたしましたので、以下の内容を添えて申請いたします。なお、該当学生の申請意思を確認したうえでの申請であることを申し添えます。

◆ 添付データ (Excel)

- ・指導者登録シート（様式-2）※フォームで集約したデータを Excel 形式で提出
- ・学生の申請情報一覧 ※Excel 形式で提出

◆ 添付書類 (PDF)

- ・資格認定申請書（様式-4）本様式 ※押印したものを PDF 形式で提出
- ・活動実績確認シート（中級申請者のみ）※学生が入力した内容を確認後、PDF 形式で提出
- ・申請者名簿 ※下記の例を参考に作成し、PDF 形式で提出

名簿作成例) ※種別は初級・中級新規・中級昇級を記入、中級昇級のみ初級登録番号を記入

No.	氏名 (漢字)	氏名 (ふりがな)	種別	初級資格登録番号
1	協会 太郎	きょうかい たろう	初級	
2	協会 花子	きょうかい はなこ	中級昇級	BPO○○○○○○

*受付番号

指導員復権届

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様

復 権 届

■ 復権希望理由をご記入ください。

上記の理由により復権を希望いたします。

ふりがな 氏 名	(旧姓：)				
最後の登録年度	西暦		年度		
喪失時の資格 (該当するものに○)		初 級		中 級	上 級
喪失時の登録番号					
自 宅	〒				
TEL					
メールアドレス					

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

*受付番号

認定校 学校の申請用

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員
資格取得認定校 申請書（初級・中級用）

法人名	※請求書・領収書・認定証・HP掲載にあたり、法人名の記載が必要な場合は、法人名もご記入ください。		
学校名			
学校長名 ※学部長名等可	印		
所在地	〒		
メールアドレス ※こちらの記入は任意です	※日本パラスポーツ協会ホームページの認定校一覧に掲載されてもよいアドレスをご記入ください。		
事務担当者名			
担当メールアドレス			
カリキュラム担当者名			
担当メールアドレス			
電話番号			
FAX番号			
申請区分	初級認定校	中級認定校	(該当するものに○)
活動実績証明（冊子）必要数	冊 ※中級資格認定校のみ		
※中級認定校の学生が、中級パラスポーツ指導員資格を申請する際に必要な活動実績（80時間以上）を記入する冊子です。			
認定料の請求書の日付	令和	年	月 日
※請求書の日付に希望がある場合は、ご記入ください。空欄(とくに希望がない)の場合は請求書の発行日となります。 年度の変わり目となりますので、認定料の支払年度に決まりがある場合は、必ずご記入ください。			

本校は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員資格取得認定校として、以下の内容を添えて申請いたします。

- ◆ 様式-6 (PDF 化しメール送付)
- ◆ 添付書類 (PDF 化しメール送付)
 1. 初級校・・・初級カリキュラム一覧 (様式-8)
中級校・・・初級カリキュラム一覧 (様式-8)、中級カリキュラム一覧 (様式-9)
 2. 基準カリキュラム実施が確認できる資料 (シラバスなど)

*受付番号 _____

養成講習会 開催申請書

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員
養成講習会 開催申請書 (初級・中級用)

以下の講習会開催にあたり、貴協会の認定および後援名義使用を申請します。

申請団体名	
代表者名	印

講習会情報

講習会名	※要項等に記載の正式名称を記入すること。		
主催団体名	※主催団体が複数ある場合(共催等)は全ての団体名を記入すること。		
講習会の種類 (該当するものに○)	初級講習会	中級講習会	
実施期間	令和 年 月 日 ~ 月 日 ※期間を分けて開催する場合は、すべての日程、会場名を記入すること。		
会場名			
募集人数	名		
申込期間(締切日)	令和 年 月 日 ~ 月 日		

担当者情報 ※資料の送付先等に使用いたします。

所属	
担当者名	
送付先住所	〒
電話番号	内線 ()
FAX番号	
メールアドレス	

◆ 添付書類

実施要項案、受講申込書案、カリキュラム日程案

※実施要項の後援団体に、公益財団法人日本パラスポーツ協会を明記すること。

※開催の3ヶ月前までにご提出ください。

公認初級パラスポーツ指導員 カリキュラム一覧

令和 年度申請 認定校用
前年度からの変更箇所 様式-8

有り	無し
----	----

学校名 _____
学部・学科名 _____

No.	基準カリキュラムについて			認定校の授業について							備考	
	授業形態	必要時間数	開講科目名	がほら読書部分(回目)	時間数	開講年次 前期・後期	開講形態	担当者名	担当者の所属	公認パラスポーツ指導員資格所持者は○		
1	スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質	1.5h	講義									
2	パラスポーツの意義と理念	1.5h	講義									
3	コミュニケーションスキルの基礎	1.5h	講義 演習									
4	障がいのある人との交流	1.5h	実技 実習 可									
5	パラスポーツ推進の取り組み	1.5h	講義									
6	パラスポーツに関する諸施策	1.5h	講義									
7	安全管理	1.5h	講義									
8	各障がいの理解	身体障がい3h(肢体不自由、視覚障がい、聴覚・音声言語障がい、内部障がいを含むこと)	講義									
		知的障がい1.5h(発達障がいを含むこと)	講義									
		精神障がい1.5h	講義									
9	各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫	3h	実技									
10	全国障害者スポーツ大会の概要	1.5h	講義									

【申請に必要な添付資料】

・開講科目の講義内容が分かるシラバス等

・シラバスに反映されていない内容を含む時は、他に実施内容と時間数が分かる補足資料を添付してください。

【お願い】

◆ 日本パラスポーツ協会ホームページに掲載されている「カリキュラム一覧(様式8・9)の記入方法」をご参照のうえ、作成ください。

公認中級パラスポーツ指導員 カリキュラム一覧

令和 年度申請 認定校用
前年度からの変更箇所 様式-9

有り	無し
----	----

学校名
学部・学科名

基準カリキュラムについて			認定校の授業について						備考		
No.	基準カリキュラム名	授業形態 必要時間数	開講科目名	加付の読書部分(回目)	時間数	開講年次 前期・後期	開講形態	担当者名	担当者の所属	公認パラスポーツ指導員資格所持者は○	※特記事項がある場合は記入してください。 ※前年度からの変更がある場合は、内容を簡単に記入してください。
1	スポーツの意義と価値	講義 3h									
2	パラスポーツ指導員としてのキャリア形成	講義 3h									
3	地域におけるパラスポーツ振興	講義 1.5h									
4	身体の仕組みと体カづくり	講義 3h									
5	救急処置法	実技 3h									
6	リスクマネジメント	講義 1.5h									
7	スポーツ心理学 I	講義 1.5h									
8	障がい各論	身体障がい(肢体不自由)3h	講義								
		身体障がい(視覚障がい)1.5h	講義								
		身体障がい(聴覚・音声言語障がい)1.5h	講義								
		身体障がい(内部障がい)1.5h	講義								
9	障がい者のスポーツ指導における留意点	知的障がい(発達障がい含む)3h	講義								
		精神障がい1.5h	講義								
10	障がい者のスポーツ大会選考における留意点	講義 4.5h									
11	全国障害者スポーツ大会の歴史と目的・意義	講義 1.5h									
12	全国障害者スポーツ大会の実施競技と障害区分	講義 3h									
13	全国障害者スポーツ大会選手団編成とスタッフの役割	講義 1.5h									
14	補装具の理解	講義 1.5h									
15	発育・発達に応じた指導法	講義 3h									
16	最重度の障がい者のスポーツの実際 (重症心身障がい児・者を含む)	見学 実技可 1.5h									

【中級パラスポーツ指導員資格取得認定校について】

- ・中級パラスポーツ指導員の資格取得には、初級・中級カリキュラムの両方を履修する必要があります。初級カリキュラム一覧(様式-8)、中級カリキュラム一覧(様式-9)をそれぞれ作成してください。
- ・初級で読み替えに使用している回(時間)は、中級で重複して読み替えることはできません。
- ・中級パラスポーツ指導員資格申請時には、別途 80時間以上のパラスポーツにおける活動実績も必要となります。

【申請に必要な添付資料】

- ・開講科目の講義内容が分かるシラバス等
- ・シラバスに反映されていない内容を含む時は、他に実施内容と時間数がかかる補足資料を添付してください。

【お願い】

- ◆ 日本パラスポーツ協会ホームページに掲載されている「カリキュラム一覧(様式8・9)の記入方法」をご参照のうえ、作成ください。

2 公認パラスポーツコーチ資格認定関係

(1) 公認パラスポーツコーチ資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（2）に規定する公認パラスポーツコーチ（以下「パラスポーツコーチ」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、適切な実施を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 協会、その他関係団体と連携し、各種競技別の障がいのある競技者の強化・育成などをおこなう者。また、パラリンピックなどの国際大会に参加する選手団の監督、コーチとして活動する者。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、協会が主催する養成講習会を受講し、検定試験に合格しなければならない。

(受講資格)

第4条 養成講習会を受講希望する者は、次に定める（1）および（2）の両方の条件を満たさなければならない。

（1）公認中級パラスポーツ指導員もしくは、公認上級パラスポーツ指導員の有資格者。

（2）競技団体のコーチとして活動経験を有し、協会登録競技団体の推薦がある者。

(認定)

第5条 パラスポーツコーチの認定は、養成講習会を受講し、検定試験に合格した者で、資格申請をした者を会長が認定する。

(資格の有効期限)

第6条 認定の有効期限は毎年4月1日から4年後の3月31日までの4年間とする。ただし、年度の途中において新たに認定を受け登録することができる。

2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度から4年間の認定登録とする。

(資格の喪失)

第7条 パラスポーツコーチは次に該当するとき、その資格を喪失する。

（1）更新をしなかったとき。

（2）その他、パラスポーツコーチとして適当でないと会長が認めたとき。

(申請)

第8条 パラスポーツコーチの申請は、第5条に基づき資格取得申請の認定を受けた者が、パラスポーツコーチ資格認定細則により手続きをしなければならない。

(更新条件)

第9条 パラスポーツコーチとして資格の更新を希望する者は、資格認定期間内（4年間）に以下に定める要件を満たしていなければならない。

- (1) パラスポーツコーチ資格更新指定講習会を受講した。
- (2) パラスポーツコーチとして、パラスポーツ競技団体または関係団体で継続的な活動をおこない、資格認定申請書（様式－11）に活動実績の証明を受けた。

(その他)

第10条 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

- 1 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」への名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。
- 2 指導者の養成において、公認初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の実施ができる団体として「協会登録障がい者スポーツセンター」を追記した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

- 1 「公認パラスポーツコーチ」への名称変更に伴い、標記を整理した。
- 2 「公認パラスポーツ指導者」への名称変更に伴い、「指導員」に関する標記を整理した。

(2) 公認パラスポーツコーチ資格認定細則

(目 的)

第1条 この細則は、公認パラスポーツコーチ資格認定規定第5条に規定する公認パラスポーツコーチ（以下「パラスポーツコーチ」という。）の具体的な認定手続きなどを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(資格認定手続きおよび登録)

第2条 所定の資格認定申請書(様式－10)、指導者登録シート（様式－2）に認定料22,000円を添えて申請すること。

- 2 申請期間は、資格取得に必要な養成講習会検定試験合格決定後60日以内とする。

(交 付)

第3条 協会は、認定者に対し「認定証」および「登録証」を交付する。

(更新手続き)

第4条 更新を希望するパラスポーツコーチは、資格有効期間の最終年度の2月1日～3月31日の期間に資格認定申請書(様式-11)、指導者登録シート(様式-2)、資格更新のための協会指定講習会の受講証明書のコピーおよび認定料22,000円を添えて申請しなければならない。

(休会)

第5条 海外への転勤・留学、出産・育児、健康上の理由(長期の入院等)等、パラスポーツコーチとしての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

(基準カリキュラム・様式)

第6条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

2 その他、必要な事項についてはその都度別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [令和3年4月1日一部改正]

1 (3) 公認障がい者スポーツコーチ基準カリキュラムを改正した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 公認障がい者スポーツコーチ資格の休会に関する細則を追記した。

2 (3) 公認障がい者スポーツコーチ基準カリキュラムを改正した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツコーチ」への名称変更に伴い、標記を整理した。

2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。

附 則 [令和6年4月1日一部改正]

1 (3) 公認パラスポーツコーチ基準カリキュラムを改正した。

(3) 公認パラスポーツコーチ基準カリキュラム

1. 前期（16時間）

NO.	科目名	時間数
1	わが国のパラスポーツの現状	2.5
2	日本代表選手団としての心得	1
3	アンチ・ドーピング	2
4	ICTを活用した競技スポーツの実践 (指定講習会) ①	2
5	最新情報の提供①(指定講習会) ②	1
6	競技団体における強化の現状(指定講習会) ③	1.5
7	活動報告	2
8	指導上のリスクマネジメント	2
9	環境と生理	2

2. 後期（15.5時間）

NO.	科目名	時間数
10	チーム運営上のリスクマネジメント	3
11	スポーツ心理学	2
12	メディア対応	2
13	最新情報の提供②(指定講習会) ④	1
14	選手のメンタルマネジメント(指定講習会) ⑤	1.5
15	女性とスポーツ(指定講習会) ⑥	2
16	情報収集と活用	2
17	スポーツ仲裁と関係法規	2
	検定試験	

※①～⑥は、公認パラスポーツコーチ有資格者の資格更新条件となる
指定講習会を兼ねて実施する。

*受付番号 _____

スポーツコーチ(新規用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
 会長 森 和 之 様

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツコーチ
 資格認定申請書 (新規)

ふりがな

氏 名

自 宅 〒

電話番号

受講推薦団体名

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツコーチ資格を認定していただきたく、指導者登録シート（様式-2）と認定料を添えて申請いたします。

証 明 欄

合格証明	令和 年 月 日 公認パラスポーツコーチの資格試験合格を証明いたします。 公益財団法人日本パラスポーツ協会 印
------	---

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

*受付番号 _____

スポーツコーチ(更新用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツコーチ
資格認定申請書 (更新)

ふりがな

氏 名 印

自 宅 〒

電話番号

登録番号 CP

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツコーチ資格の更新を希望するにあたり、指導者登録シート(様式-2)、認定料を添えて申請いたします。

活 動 証 明 欄

指定講習会 受講履歴	令和 年 月 日 公認パラスポーツコーチ資格更新指定講習会を受講いたしました。
現在の活動団体名	
活動実績 (別途資料添付も可)	年
	年
	年
	年
	年

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

3 公認パラスポーツ医資格認定関係

(1) 公認パラスポーツ医資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（3）に規定する公認パラスポーツ医（以下「パラスポーツ医」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、適切な実施を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動に必要な医学的管理および指導などの医学的支援をするとともに、協会、その他関係団体と連携し、広くパラスポーツに対し医学的見地からの障がい者の健康の維持、増進および競技力の向上などに寄与する。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、協会が主催する養成講習会を修了しなければならない。

(受講資格)

第4条 日本の医師国家資格を有し、5年以上経過した者でなければならない。

(認定)

第5条 パラスポーツ医の認定は、養成講習会を修了し、資格取得申請した者を会長が認定する。

(資格の有効期限)

第6条 認定の有効期限は毎年4月1日から4年後の3月31日までの4年間とする。ただし、年度の途中において新たに認定を受け登録することができる。

2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度から4年間の認定登録とする。

(資格の喪失)

第7条 パラスポーツ医は次に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 医師の国家資格を喪失したとき。
- (2) 更新をしなかったとき。
- (3) その他、パラスポーツ医として適当でないと会長が認めるとき。

(申請)

第8条 パラスポーツ医の申請は、第5条に基づき資格取得申請の認定を受けた者が、パラスポーツ医資格認定細則により手続きをしなければならない。

(更新条件)

第9条 パラスポーツ医として資格の更新を希望する者は、資格有効期限内（4年間）に以下に定める要件を1つ以上満たしていなければならない。

- (1) パラスポーツ医資格更新指定講習会を受講した。
- (2) 本協会が指定するパラスポーツに関する研修会を受講した。
- (3) 日本パラスポーツ学会に参加し、講義を受講した。
- (4) パラスポーツの国際大会、国内大会において帯同医として活動した。
- (5) パラスポーツの国際大会、国内大会において医務員として活動した。
- (6) パラスポーツに関する講習会・研修会において講師を務めた。
- (7) パラスポーツに関わる医事活動を定期的におこなった。
(チームドクター、クラス分け判定、障がい者のスポーツ医事相談等)

(その他)

第10条 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。[第3条および障害者スポーツ医の名称に公認を追記]

附 則 [平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 更新条件に「本協会が指定する障がい者スポーツに関する研修会を受講した者」を追記した。

附 則 [平成28年4月1日一部改正]

1 更新条件に「公認障がい者スポーツ医資格更新指定講習会」を追記し、更新条件を整理した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」への名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツ医」への名称変更に伴い、標記を整理した。

2 「公認パラスポーツ指導者」への変更に伴い、標記を整理した。

(2) 公認パラスポーツ医資格認定細則

(目 的)

第1条 この細則は、公認パラスポーツ医資格認定規程第5条に規定する公認パラスポーツ医（以下「パラスポーツ医」という。）の具体的な認定手続きなどを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(資格認定手続きおよび登録)

第2条 所定の資格認定申請書(様式-12)、指導者登録シート(様式-2)に認定料22,000円を添えて申請すること。

2 申請期間は、資格取得に必要な講習会などの修了後60日以内とする。

(交付)

第3条 協会は認定者に対し、「認定証」および「登録証」を交付する。

(更新手続き)

第4条 更新を希望するパラスポーツ医は、資格有効期間の最終年度の2月1日～3月31日の期間に資格認定申請書(様式-13)、指導者登録シート(様式-2)、および必要な添付書類、認定料22,000円を添えて申請しなければならない。

(休会)

第5条 海外への転勤・留学、出産・育児、健康上の理由(長期の入院等)等、パラスポーツ医としての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

(基準カリキュラム・様式)

第6条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

2 その他、必要な事項についてはその都度別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。[第3条および障害者スポーツ医の名称に公認を追記]

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [平成28年4月1日一部削除]

1 公認障がい者スポーツ医資格認定規程第9条(更新の条件)の改正に伴い、更新の条件としていた所定の学会を定めた条項を削除した。

附 則 [平成28年4月1日一部改正]

1 [(3) 公認障がい者スポーツ医基準カリキュラム] のカリキュラムを一部改正した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 公認障がい者スポーツ医の休会に関する細則を追記した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツ医」の名称変更に伴い、標記を整理した。

2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。

(3) 公認パラスポーツ医基準カリキュラム (19.5時間)

領域	講習科目	内容	時間
総論	公認パラスポーツ医の心得	公認パラスポーツ医としての役割と資格取得後の活動について学ぶ。	0.5
	わが国のパラスポーツの現状	わが国のパラスポーツの歴史と現状およびこれからの展望などを学ぶ。	1
	パラスポーツのアンチ・ドーピング ④1	最新のドーピング防止規則に関する情報について学び、選手が薬物摂取する時の留意事項やTUE申請、障がい別の傾向等を理解する。	1
	障がい者の病態生理の基本的理解とメディカルチェック ④2	障がい者の病態生理について理解を深め、スポーツの生理的作用や身体的効果について学ぶ。また障がい特性に留意したコンディショニングの把握に必要なメディカルチェックについて学ぶ。	1.5
	パラスポーツのクラス分け ④3	パラスポーツに特有のクラス分けについて、障がい部位とその程度に応じた身体機能の評価や、競技特性を考慮した評価など、現在のクラス分けについて学ぶ。	1
障害各論	肢体不自由の病理とスポーツ① (脊髄損傷、脊髄性障がい)	各障がいにおける医学的背景とその特性について学び、スポーツ実施上の留意点(リスク管理)について学ぶ。	1
	肢体不自由の病理とスポーツ② (脳性麻痺、脳原性障がい)		1
	肢体不自由の病理とスポーツ③ (切断欠損、関節障がい、その他の機能障がい)		1
	内部障がいの病理とスポーツ① (呼吸器、心臓疾患)		1
	内部障がいの病理とスポーツ② (消化器、腎臓疾患)		1
	視覚障がいの病理とスポーツ		1
	聴覚障がいの病理とスポーツ		1
	知的・発達障がいの病理とスポーツ		2
	精神障がいの病理とスポーツ		1
実技・体験	パラスポーツの最新情報 ④4	パラリンピック等の国際大会での帯同医としての取り組みや国内での大会医、相談医などにおける取組みの現状について学ぶ。	1
	全国障害者スポーツ大会の概要(障害区分の演習含む)	障がいのあるスポーツ未経験者や初心者の方のスポーツ参加への大きな動機づけになっている全国障害者スポーツ大会について学び、開催目的、参加資格、競技規則、実施競技、障害区分等を理解する。	1.5
	パラスポーツの体験	パラスポーツの実技をおこない、その競技特性や障がい特性を実感し、障がい者がスポーツを実施する際の留意点について学ぶ。	2
時間数			19.5時間

※④1～④4は公認パラスポーツ医有資格者の資格更新条件となる指定講習会を兼ねて実施する。

*受付番号 _____

スポーツ医(新規用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ医
資格認定申請書 (新規)

ふりがな

氏 名

自 宅 〒

電話番号

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ医資格を認定していただきたく、指導者登録シート（様式-2）と認定料を添えて申請いたします。

証 明 欄

養成講習会 修了証明	令和 年 月 日 令和 年度 公認パラスポーツ医養成講習会の修了を証明いたします。 公益財団法人日本パラスポーツ協会 印
---------------	---

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

*受付番号

スポーツ医(更新用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ医
資格認定申請書(更新)

ふりがな

氏 名 印

自 宅 〒

電話番号

登録番号 DP

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ医資格の更新を希望するにあたり、指導者登録シート(様式-2)、認定料を添えて申請いたします。

※更新条件の証明については、下欄の①または②のいずれかに証明内容を記入し、必要に応じて証明書類を添付してください。

更 新 条 件 証 明 欄

①	指定講習会・研修会 受講履歴	令和 年 月 日 公認パラスポーツ医資格更新指定講習会・研修会を受講いたしました。
②	その他 更新条件となる 活動内容を記載 (別途資料添付も可)	

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

4 公認パラスポーツトレーナー資格認定関係

(1) 公認パラスポーツトレーナー資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（4）に規定する公認パラスポーツトレーナー（以下「パラスポーツトレーナー」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、適切な実施を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 障がい者のスポーツ活動に必要な安全管理および競技力の維持・向上の支援をするとともに、協会、その他関係団体と連携し、障がい者の健康の維持、増進および競技力の向上などに寄与する。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、協会が主催する養成講習会を受講し、検定試験に合格しなければならない。

(受講資格)

第4条 養成講習会の受講を希望する者は、次に定める（1）または（2）のいずれかの条件を満たさなければならない。

（1）公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの有資格者。

（2）次の1）、2）、3）を全て満たし、当協会パラスポーツトレーナー部会の審査を受け、会長が認めた者。

1) 以下のいずれかの資格を有すること。

- ① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 柔道整復師 ④ あん摩マッサージ指圧師
- ⑤ 鍼師 ⑥ 灸師 ⑦ その他

2) 以下のいずれかの団体においてトレーナーとしての活動を有し、推薦がある者。

- ① 公益財団法人日本パラスポーツ協会登録競技団体
- ② 都道府県・指定都市パラスポーツ協会
- ③ 都道府県・指定都市パラスポーツ指導者協議会
- ④ 公益財団法人日本パラスポーツ協会登録パラスポーツセンター

3) 1) に挙げた公認資格に関係した日常活動を2年以上有すること。

(認定)

第5条 パラスポーツトレーナーの認定は、養成講習会を受講し、検定試験に合格した者で、資格申請をした者を会長が認定する。

(資格の有効期限)

第6条 認定の有効期限は毎年4月1日から4年後の3月31日までの4年間とする。ただし、年度の途中において新たに認定を受け登録することができる。

2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度から4年

間の認定登録とする。

(資格の喪失)

第7条 パラスポーツトレーナーは次に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの資格を喪失したとき。
- (2) 更新をしなかったとき。
- (3) その他、パラスポーツトレーナーとして適当でないと会長が認めたとき。

(申請)

第8条 パラスポーツトレーナーの申請は、第5条に基づき資格取得申請の認定を受けた者が、パラスポーツトレーナー資格認定細則により手続きをしなければならない。

(更新条件)

第9条 パラスポーツトレーナーとして資格の更新を希望する者は、資格認定期間内(4年間)に以下に定める要件を満たしていなければならない。

(1) いずれか1つ以上満たしていなければならない要件

- 1) パラスポーツトレーナー資格更新指定講習会を受講した。
- 2) 日本パラスポーツトレーナー学会へ参加し、指定の講義を受講した。
- 3) 日本パラスポーツ協会公認パラスポーツトレーナー養成講習会等で講師を務めた。

(2) 両方を満たしていなければならない要件

- 1) 協会が指定する一次救命処置(Basic Life Support:BLS)に関する講習会(日本赤十字社、日本救急蘇生普及協会、国際救急救命協会など)を受講し、資格を保持している。
- 2) 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーを除き、パラスポーツトレーナーとして、パラスポーツ協会、または競技団体等の関係団体で継続的な活動をおこない、資格認定申請書(様式-15)に活動実績の証明を受けた。

(その他)

第10条 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。[第4条(1)、第7条(1)および障害者スポーツトレーナーの名称に公認を追記]

附 則 [平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成29年4月1日一部改正]

1 更新条件の「協会指定講習会」を「公認障がい者スポーツトレーナー資格更新指定講習会または、公認障

がい者スポーツトレーナースキルアップ研修会」と標記を整理した。

附 則 [平成30年4月1日一部改正]

1 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。

附 則 [2019年4月1日一部改正]

1 第9条 公認障がい者スポーツトレーナーの資格更新条件を追加した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」への名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツトレーナー」への名称変更に伴い、標記を整理した。

2 「公認パラスポーツ指導者」への変更に伴い、標記を整理した。

附 則 [令和6年4月1日一部改正]

1 第4条 (2) 2) の条件に「公益財団法人日本パラスポーツ協会登録パラスポーツセンター」を追加した。

2 第9条 公認パラスポーツトレーナーの資格更新条件を追加した。

(2) 公認パラスポーツトレーナー資格認定細則

(目 的)

第1条 この細則は、公認パラスポーツトレーナー資格認定規程第5条に規定する公認パラスポーツトレーナー（以下「パラスポーツトレーナー」という。）の具体的な認定手続きなどを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(資格認定手続きおよび登録)

第2条 所定の資格認定申請書(様式-14)、指導者登録シート(様式-2)に認定料22,000円を添えて申請すること。

2 申請期間は、資格取得に必要な養成講習会検定試験合格決定後60日以内とする。

(交 付)

第3条 協会は、認定者に対し「認定証」および「登録証」を交付する。

(更新手続き)

第4条 更新を希望するパラスポーツトレーナーは、資格有効期間の最終年度の2月1日～3月31日の期間に資格認定申請書(様式-15)、指導者登録シート(様式-2)、資格更新のための協会指定講習会の受講証明書のコピー、一次救命処置(Basic Life Support:BLS)資格の保持を証明できる書類(修了証または認定証の写し)および認定料22,000円を添えて申請しなければならない。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの資格所持者は登録カードの写しも添えて申請しなければならない。

(休会)

第5条 海外転勤・留学、出産・育児、健康上の理由(長期の入院等)等、パラスポーツトレーナーとしての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

(基準カリキュラム・様式)

第6条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

2 その他、必要な事項についてはその都度別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この細則は、平成22年4月1日から適用する。

[第4条(1)、第7条(1)および障害者スポーツトレーナーの名称に公認を追記]

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [平成30年4月1日一部改正]

1 更新手続きの書類として、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの資格所持者は「登録カードの写し」を追加した。

附 則 [2019年4月1日一部改正]

1 更新手続きの書類として、「一次救命処置(Basic Life Support:BLS)資格の保持を証明できる書類(修了証または認定証の写し)」を追加した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 公認障がい者スポーツトレーナーの休会に関する細則を追記した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツトレーナー」への名称変更に伴い、標記を整理した。
2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。

附 則 [令和6年4月1日一部改正]

1 (3) 公認パラスポーツトレーナー基準カリキュラムを改正した。

(3) 公認パラスポーツトレーナー基準カリキュラム

1次講習会（理論科目：13時間）

講習科目	No.	科目名	時間
理論 (13時間)	1	パラスポーツの国内外の現状	1
	2	スポーツ栄養学	1
	3	脊髄損傷、二分脊椎、その他の機能障がい	1
	4	脳性麻痺、脳血管障がい、中枢神経障がい	1
	5	視覚障がい者の医学的リスクファクター	1
	6	聴覚障がい者の医学的リスクファクター	1
	7	内科的合併症の医学的リスクファクター	1
	8	知的障がい	1
	9	最新のコンディショニング事情 ①	1.5
	10	最新のアンチ・ドーピング事情 ②	1
	11	クラシフィケーションの理念と実際 ③	1.5
	12	パラスポーツトレーナーの意義と国内外における活動の現状	1
		1次検定試験（理論）	

①～③は、公認パラスポーツトレーナー有資格者の資格更新条件となる指定講習会を兼ねて実施する。

2次講習会（理論科目：4時間 実技科目：15時間）

講習科目	No.	科目名	時間
理論 (4時間)	1	テーピング理論	1
	2	パラスポーツトレーナー活動報告 (中央競技団体および地域での活動)	1
	3	車いす競技者のパフォーマンスとコンディショニング	2
実技 (15時間)	4	アスレティックトレーナー基礎技術（1）～テーピング～	2
	5	アスレティックトレーナー基礎技術（2）～評価～	2
	6	アスレティックトレーナー基礎技術（3）～医療系のリハ～	2
	7	コンディショニング実技	2
	8	アスレティックトレーニング実技	2
	9	アスレティックトレーナー基礎技術（4） ～現場のコンディショニング～	3
	10	スポーツマッサージ	2

2次検定試験（実技）

*受付番号

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツトレーナー
資格認定申請書 (新規)

ふりがな

氏 名

自 宅 〒

電話番号

受講推薦団体名

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツトレーナー資格を認定していただきたく、指導者登録シート（様式-2）と認定料を添えて申請いたします。

証 明 欄

合格証明	令和 年 月 日 公認パラスポーツトレーナーの資格試験合格を証明いたします。 公益財団法人日本パラスポーツ協会 印
------	---

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

*受付番号

スポーツトレーナー(更新用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツトレーナー
資格認定申請書 (更新)

ふりがな

氏 名 印

自 宅 〒

電話番号

登録番号 TP

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツトレーナー資格の更新を希望するにあたり、指導者登録シート(様式-2)、一次救命処置(BSL)資格の保持を証明できる書類および認定料を添えて申請いたします。

※日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの資格保持者は登録カードの写しを添付すること。

活 動 証 明 欄

指定講習会・研修会 受講履歴	令和 年 月 日 公認パラスポーツトレーナー資格更新指定講習会・研修会を受講いたしました。
その他 更新条件となる 活動内容を記載	
現在の活動団体名	
活動実績 (別紙資料添付も可)	年
	年
	年

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

Ⅲ パラスポーツ指導者協議会関係資料

1 公益財団法人日本パラスポーツ協会定款（抜粋）

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、パラスポーツを振興し、国民の障がいに関する理解の促進を図り、パラスポーツを通じて障がい者の自立と社会参加を促し、多様性を尊重する活力ある共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(2) パラスポーツの指導者の育成に関すること。

第7章 協議会

（パラスポーツ指導者協議会）

第54条 この法人に、パラスポーツ指導者協議会を置く。

2 この協議会は、公認パラスポーツ指導者の指導技術の向上と指導者相互の連携を図り、パラスポーツの指導活動を促進し、指導体制の確立を図ることを目的とする。

3 パラスポーツ指導者協議会は、都道府県・指定都市のパラスポーツ指導者協議会が登録し、構成員となることができる。

4 パラスポーツ指導者協議会の運営の詳細規定は別に定める。

2 公益財団法人日本パラスポーツ協会パラスポーツ指導者協議会運営規程

（趣 旨）

第1条 公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「協会」という。）定款第54条に基づき、パラスポーツ指導者協議会（以下「指導者協議会」という。）の運営に関する規則を定める。

（事 業）

第2条 この指導者協議会は、協会定款第54条第2項の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 公認パラスポーツ指導者（以下「指導者」という。）の指導技術向上の研修等に関すること。

(2) 指導者相互の連携に関すること。

(3) 指導者の活動の促進および指導体制の確立に関すること。

(4) 協会と各都道府県・指定都市および指定都市を含む道府県（以下「県等」という。）の指導者協議会との連絡調整に関すること。

(5) その他指導者協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 指導者協議会の構成員は、協会定款第54条第3項の規定に基づき、協会に登録された県等指導者協議会をもって構成員とする。

(組織)

第4条 指導者協議会の運営を円滑に行うため、次の組織を置く。なお、ブロック及び県等の区域の区分については、別表のとおりとする。

- (1) 全国県等指導者協議会（以下「全国協議会」という。）
- (2) ブロック代表者協議会（以下「運営委員会」という。）
- (3) ブロック別指導者協議会（以下「ブロック協議会」という。）
- (4) 県等指導者協議会（以下「県協議会」という。）

(全国協議会)

第5条 全国協議会は、協会と県等指導者協議会との連携と連絡調整を目的とし開催する。

- 2 全国協議会の招集は、協会会長が行う。
- 3 全国協議会は、運営委員会の委員長が座長となり進行を行う。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、ブロック協議会及び県協議会との連携を図り、指導者協議会全般の運営に関する計画・立案・実行について審議する。

- 2 運営委員会の運営の詳細規定は別に定める。

(ブロック協議会)

第7条 ブロック協議会は、各ブロックの指導者協議会の定める規定に従い、ブロック内の県協議会との連携を図り、必要な事業を行う。

(県協議会)

第8条 県協議会は、各県等の指導者協議会の定める規定に従い、県等内における指導者の連携を図り、指導技術向上等の事業を行う。

(活動費)

第9条 指導者協議会の活動費については別に定める。

(事務局)

第10条 指導者協議会の事務を処理するため、事務局を協会のスポーツ推進部に置く。

附 則

- 1 この規程は、平成21年度4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年5月10日から施行し、同年5月11日から適用する。[第6条の各事業部会の代表者]の部分削除。
- 3 この規程は、公益財団法人日本障害者スポーツ協会の設立の登記の日(平成23年12月1日)より施行する。
- 4 この規程は、組織の一部改正に伴い平成24年4月1日から施行する。

- 5 この規程は、協会名称を「日本障がい者スポーツ協会」に標記変更に伴い整理し、平成26年5月13日から施行する。
- 6 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」の名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。
- 7 「公認パラスポーツ指導員」への名称変更に伴い、標記を整理した。
- 8 登録団体規定の変更に伴い、「パラスポーツ指導者協議会」へ標記を変更した。

IV 付 録

1. 資格の登録情報の変更、登録状況の確認、登録証・認定証の再発行、活動実績証明の送付依頼などの連絡方法

①問い合わせ・登録情報変更フォーム

公式ホームページの **お問合せ・取材申請** → **■指導者の養成・研修に関することの中から、該当の項目を選んでお問合せください。**

<http://www.parasports.or.jp/>

登録情報変更フォーム

■入力画面
以下をご確認のうえ、変更をお願い致します。

- 基本情報（入力必須項目）を入力してください。
- 変更がある項目の 田 ボックスにチェックを入れて、変更内容を入力してください。
- すべての変更を入力し終えたら確認ボタンを押し、内容を確認後に送信してください。
- もしお急ぎの場合は電話（03-5695-5420）でお問い合わせください。
- 個人情報取扱いについては、こちらをご確認ください。

お名前 入力必須

フリガナ 入力必須
全角カタカナでご入力ください。

生年月日 入力必須 西暦 年 月 日 半角数字でご入力ください。

お問い合わせフォーム

■入力画面
以下をご確認のうえ、お問い合わせをお願い致します。

- 全ての項目を入力し、確認ボタンを押ししてください。
- すべての項目を入力し終えたら確認ボタンを押し、内容を確認後に送信してください。
- ご返信には数日～10日程度かかる場合があります。
- もしお急ぎの場合は電話（03-5695-5420）でお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについては、こちらをご確認ください。

お名前 入力必須

フリガナ 入力必須
全角カタカナでご入力ください。

メールアドレス 入力必須
携帯電話のメールはご利用できません。

登録情報変更



お問い合わせ



②JPSPA公認指導者マイページ

ご利用いただくにはマイページへの登録が必要です。

登録方法については、「マイページ利用マニュアル」、「マイページQ&A」をご覧ください。



マイページ
ログイン



マイページ利用
マニュアル



マイページ
Q&A



③メールでのお問い合わせ：kenshu922@parasports.or.jp

④電話でのお問い合わせ：03-5695-5420

2. 登録料など入金先

- | | | |
|---------|------|-------------------------|
| 1) 郵便振替 | 口座番号 | 00100-7-466201 |
| | 加入者名 | 公益財団法人日本パラスポーツ協会 |
| 2) 銀行口座 | 銀行名 | みずほ銀行 小舟町（コブナチヨウ）支店 |
| | 普通預金 | |
| | 口座番号 | 1134741 |
| | フリガナ | ザイ) ニホンパラスポーツキョウカイホジヨグチ |
| | 口座名義 | 公益財団法人日本パラスポーツ協会補助口 |

問合せ先

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6

公益財団法人日本パラスポーツ協会 スポーツ推進部

【スポーツ推進部】電話 03-5695-5420 FAX 03-5641-1213

【代 表】電話 03-5939-7021 FAX 03-5641-1213

3. 公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者 個人情報の取り扱いについて

公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「当協会」という。）は、当協会公認パラスポーツ指導者制度に基づき実施する公認パラスポーツ指導者の養成や資格認定に伴って取得した個人情報本人から提供された氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに加え、当協会及び共用利用団体が記録した資格情報等（以下「個人情報」という。）を、当協会個人情報保護規程をはじめとする関連諸規程に加え、以下に記載する内容に基づき、適正に取扱うことといたします。

1. 個人情報の利用目的

個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、法律上認められる場合を除き、ご本人の承諾なく、他の目的には利用いたしません。

- ・養成講習会の運営や受講管理
- ・認定・登録手続き
- ・更新指定講習会の受講管理
- ・当協会情報誌、更新講習会の開催案内等の送付
- ・関連事業を実施する際の資格保有状況の確認
- ・信頼できる報道資料や各種大会プログラム等における資格保有状況の掲載
- ・公認パラスポーツ指導者に有益だと考えられる各種情報の提供
- ・公認パラスポーツ指導者に対するサービス向上等を目的とした調査
- ・その他、上記の養成や認定業務に関連して必要な場合
- ・上記のほか、個人情報をご提供いただく際に当協会が提示した利用目的

2. 個人情報の共用利用

個人情報は、当協会及び当協会と連携して公認パラスポーツ指導者の養成を行う当協会に登録する以下の団体に所定の手続きを経て共有いたします。

(1) 共用利用する個人情報の項目

- メールアドレス、氏名、性別、生年月日、年齢、文書送付先情報（住所及び連絡先）、会員の状態及び資格状況、資格番号、資格取得日、最終有効年度

(2) 利用する者の範囲

- ・当協会登録都道府県・指定都市パラスポーツ協会
- ・当協会登録都道府県・指定都市パラスポーツ指導者協議会
- ・当協会登録パラスポーツセンター

(3) 共用利用する者の利用目的

- 公認パラスポーツ指導者に有益だと考えられる各種情報の提供
- 関連事業を実施する際の資格保有状況の確認

(4) 共用利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称、住所及び代表者氏名

当協会

代表者：会長

会長名については、下記URL先の「名簿」欄に記載する「最高顧問・名誉会長・役員（別ウィンドウで開く/PDF）」をご確認ください。

<https://www.parasports.or.jp/about/financial.html>

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6

3. 個人情報の取扱いの委託

当協会及び共用利用団体は、利用目的の達成に必要な業務を第三者に委託する場合、委託先との間で個人情報保護に関する契約を締結するなど、必要な措置を講じたうえで委託いたします。

4. 個人情報の開示・訂正・追加・利用停止・消去

個人情報の開示（第三者提供記録の開示を含む）、訂正、削除、利用停止・第三者提供の停止等を希望される場合、その他苦情・ご相談については、ご本人又は正当な代理人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。

5. 個人情報保護管理者・作業責任者

当協会における個人情報保護管理者は、当協会個人情報保護規程に定めるとおり事務局長といたします。また、作業責任者は、スポーツ推進部長といたします。

なお、共用利用団体においては、各団体が個別に任命した者といたします。

6. 安全管理

当協会は、個人情報の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために、個人情報保護に係る法令その他の規範及び当協会個人情報保護規程に従い、必要かつ適切な措置を講じ実施します。当協会が講じている安全管理措置の内容は、「お問合せ窓口」までご連絡ください。

7. お問合せ窓口

公益財団法人日本パラスポーツ協会 スポーツ推進部

E-Mail : kenshu922@parasports.or.jp

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6

4. 都道府県・指定都市 パラスポーツ協会 協議会

令和8年3月末日現在

No.	団体名	住 所	TEL/FAX
1	公益財団法人北海道障がい者スポーツ協会 info@do-syospo.or.jp	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1 道民活動センター 4階	011-261-6970 011-261-6201
2	特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会 npo.adsa@gmail.com	〒030-0122 青森県青森市野尻字今田52-4 ねむのき会館内	017-764-3050 017-728-8092
3	一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会 info@iwate-adaptive.or.jp	〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-5055 019-637-7626
4	一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会 kensupo1988@poplar.ocn.ne.jp	〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2	022-257-1005 022-257-1062
5	一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会 info@akita-sports.jp	〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5 社会福祉会館	018-864-2750 018-874-9467
6	山形県障がい者スポーツ協会 info@yamagata-adapted.jp	〒990-2231 山形県山形市大字大森385	023-686-4084 023-686-4084
7	公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会 para-sports@pref.fukushima.lg.jp	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁文化スポーツ局スポーツ課内	024-521-8042 024-521-7879
8	茨城県障害者スポーツ・文化協会 supokyo1@bz03.plala.or.jp	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県庁13階障害福祉課内	029-301-3375 029-301-3378
9	特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会 tochi-spo1989@world.ocn.ne.jp	〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター内	028-264-2761 028-624-2761
10	一般社団法人群馬県パラスポーツ協会 gunma.id.sports@zb.wakwak.com	〒379-2214 群馬県伊勢崎市下触町238番地3 群馬県立ふれあいスポーツプラザ内	0270-63-2600 0270-61-8009
11	一般社団法人 埼玉県障害者スポーツ協会 2004@sainokuni-sasa.or.jp	〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内	048-822-1120 048-822-1121
12	一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会 csrad@galaxy.ocn.ne.jp	〒263-0013 千葉県千葉市稲毛区天台6-5-1 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター内	043-287-2037 043-253-9389
13	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 tsad@tsad.or.jp	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12階	03-5206-5586 03-5206-5587
14	公益財団法人神奈川県身体障害者連合会 jun.sugiyama@kanagawa-kenshinren.or.jp	〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター5階	045-311-8736 045-316-6860
15	新潟県障害者スポーツ協会 sports@n-fureaiplaza.com	〒950-0121 新潟県江南区亀田向陽1-9-1 新潟ふれあい愛プラザ内	025-383-3610 025-381-1478
16	富山県障害者スポーツ協会 info@toyama-sad.jp	〒931-8443 富山県富山市下飯野70-4	076-413-2248 076-413-2304
17	石川県障害者スポーツ協会 i-sho-spo@po4.nsk.ne.jp	〒920-0355 石川県金沢市稚日野町北222番地 いしかわ総合スポーツセンター内	076-213-6288 076-213-6287
18	しあわせ福井スポーツ協会 h-sports291@axel.ocn.ne.jp	〒918-8027 福井県福井市福町3-20	0776-43-9712 0776-43-9713
19	山梨県障害者スポーツ協会 info@sanshoukyou.net	〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1F	055-252-0100 055-251-3344
20	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 info@nsad.or.jp	〒381-0008 長野県長野市大字下駒沢586 長野県障がい者福祉センター内	026-295-3661 026-295-3662
21	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会 soumu@gpsa.jp	〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館5階	058-201-1568 058-338-8580
22	公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会 s-spokyo@za.tnc.ne.jp	〒420-0856 静岡県葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-221-0062 054-651-2600
23	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター shospo@aichi-fukushi.or.jp	〒461-0011 名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内	052-212-5523 052-212-5522
24	三重県障がい者スポーツ協会 sport@mie-reha.jp	〒514-0113 三重県津市一身田大古首670-2 三重県身体障害者総合福祉センター	059-231-0800 059-231-0801
25	一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会 info@shigassk.net	〒520-0807 滋賀県大津市松本1丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター5階	077-522-6000 077-521-8118
26	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会 kyoto@spo-shin.net	〒606-8106 京都市左京区高野玉岡町5 京都市障害者スポーツセンター内	075-712-7010 075-712-7015
27	大阪府障がい者スポーツ協会 info@osad.jp	〒590-0137 堺市南区和泉山台5-1-2 大阪府立障がい者交流促進センター 内	072-296-6311 072-296-6313
28	公益財団法人兵庫県障害者スポーツ協会 universal@pref.hyogo.lg.jp	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県福祉部ユニバーサル推進課内	078-362-3280 078-362-9040

No.	団体名	住 所	TEL/FAX
29	奈良県障害者スポーツ協会 narasyousupo0510@yj.moo.jp	〒636-0344 奈良県磯城郡田原本町宮森34-4 奈良県心身障害者福祉センター内	0744-33-3393 0744-33-1199
30	和歌山県障害者スポーツ協会 wssk@nike.eonet.ne.jp	〒641-0014 和歌山県和歌山市毛見1437-218	073-445-7314 073-446-0036
31	一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会 torikensyospo@ts-sawayaka.jp	〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220 鳥取県庁議会棟別館	0857-50-1071 0857-50-1074
32	公益財団法人島根県障害者スポーツ協会 info.office@spokyo.org	〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	0852-20-7770 0852-32-5982
33	岡山県障害者スポーツ協会 shouspo@okayama-shouspo.com	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 岡山県福祉相談センター内	086-235-4075 086-235-4088
34	公益社団法人広島県パラスポーツ協会 hiroshima-psa@vesta.ocn.ne.jp	〒739-0036 広島県東広島市西条町田口295-3 スポーツ交流センター内	082-426-3333 082-425-6789
35	公益社団法人山口県障害者スポーツ協会 webmaster@syospo-yamaguchi.jp	〒753-0092 山口県山口市八幡馬場36番地の1 山口県身体障害者福祉センター内	083-901-4065 083-901-4064
36	徳島県パラスポーツ協会 t-paraspo@kouryu-plaza.jp	〒770-0005 徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立障がい者交流プラザ	088-634-2000 088-634-2020
37	香川県障害者スポーツ協会 psa1@kagawa-syosupo.net	〒761-8057 香川県高松市田村町1114 かがわ総合リハビリテーションセンター内	087-867-7687 087-866-7690
38	愛媛県障がい者スポーツ協会 syo-supo@ehime-swc.or.jp	〒790-0843 愛媛県松山市道後町2丁目12-11	089-996-8115 089-996-8116
39	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 sports11@kochi-scfed.com	〒781-0313 高知県高知市春野町内ノ谷1-1 高知県立障害者スポーツセンター	088-841-0021 088-841-0065
40	一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会 info@f-psa.jp	〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 クローバープラザ6階	092-582-5223 092-582-5228
41	一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会 saga-spokyo@shirt.ocn.ne.jp	〒840-0851 佐賀県佐賀市天祐1丁目8-5 SAGA/パラスポーツセンター	0952-24-3809 0952-24-3818
42	一般社団法人 長崎県障害者スポーツ協会 hdcp-sports@mbn.nifty.com	〒852-8104 長崎県長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 県棟401号	095-894-9686 095-849-4703
43	熊本県障害者スポーツ・文化協会 kumamoto.s.c.a.d@mms.bbiq.jp	〒861-8039 熊本県熊本市東区長嶺南2丁目3-2 熊本県身体障害者福祉センター内	096-383-6553 096-383-6554
44	大分県障がい者スポーツ協会 info1961@oita-syotai-kyo.org	〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1 大分県庁福祉保健部障害者社会参加推進室内	097-533-6006 097-506-1736
45	宮崎県障がい者スポーツ協会 m.syospo@cotton.ocn.ne.jp	〒880-0007 宮崎県宮崎市原町2番22号	0985-27-7417 0985-41-5277
46	鹿児島県パラスポーツ協会 shinshokyo@shogaisha-kagoshima.jp	〒890-0021 鹿児島県鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3階	099-228-6271 099-228-6710
47	特定非営利活動法人沖縄県障がい者スポーツ協会 opsa0026@gmail.com	〒900-0026 沖縄県那覇市奥武山町51番地2 沖縄県体協スポーツ会館309	098-880-2459 098-987-0819
48	一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会 sapporo.spokyo-2@movie.ocn.ne.jp	〒063-0802 札幌市西区二十四兼2条6-1-1 身体障害者福祉センター内	011-612-1184 011-641-8966
49	一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会 info@sendai-dsa.jp	〒983-0039 仙台市宮城野区新田東4-1-1 宮城野体育館2階	022-236-8690 022-236-8691
50	川崎市障害者スポーツ協会 sports@mbf.nifty.com	〒210-0834 川崎市川崎区大島1-8-6 川崎市南部身体障害者福祉会館3F	044-245-8041 044-246-6943
51	名古屋市障害者スポーツ協会 nago.sad@viola.ocn.ne.jp	〒465-0055 名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地 名古屋市障害者スポーツセンター内	052-703-6633 052-704-8370
52	公益財団法人京都市障害者スポーツ協会 fukada@kyoto-syospo.or.jp	〒606-8106 京都市左京区高野玉岡町5番地	075-702-3370 075-702-3372
53	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 sports@fukspo.org	〒546-0034 大阪市東住吉区長居公園1-32 長居障がい者スポーツセンター内	06-6606-1631 06-6606-1638
54	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 office@kobesad.jp	〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階	078-271-5330 078-271-5367
55	広島市障害者スポーツ協会 info@hiroshima-safd.jp	〒732-0052 広島市東区光町2-1-5 広島市心身障害者福祉センター内	082-263-3394 082-263-3394
56	北九州市障害者スポーツ協会 shosupokyo@kitakyushu-ssc.jp	〒802-0061 北九州市小倉北区三郎丸3-4-1 北九州市障害者スポーツセンターアレアス内	093-383-2115 093-922-0041
57	特定非営利活動法人福岡市障がい者スポーツ協会 fukuoka@suporeku-fuku.com	〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39-3階	092-781-0561 092-781-0565

5. 都道府県・指定都市 パラスポーツ指導者協議会

令和8年3月末日現在

No.	県市	団体名	住 所	TEL/FAX
1	北海道	北海道パラスポーツ指導者協議会 okachan12342009@yahoo.co.jp	〒063-0829 札幌市西区発寒九条十四丁目516-403	090-9513-9924 -
2	札幌市	一般社団法人札幌市パラスポーツ指導者協議会 syousupo.sidousya@gmail.com	〒064-0926 札幌市中央区南26条西12丁目1-3-403	- -
3	青森	青森県障害者スポーツ指導員会 npo.adsa.kudo@gmail.com	〒030-0122 青森市野尻字今田52-4 ねむのき会館内	017-764-3050 017-728-8092
4	岩手	岩手県パラスポーツ指導者協議会 info@iwate-adaptive.or.jp	〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-5055 019-637-7626
5	宮城	宮城県障害者スポーツ指導者協議会 mpara.shidoukyo@gmail.com	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-6-2 (一社)宮城県障害者スポーツ協会気付	090-2365-2924 022-257-1062
6	仙台市	仙台市障害者スポーツ指導者協議会 sen.shikyoku@gmail.com	〒983-0039 仙台市宮城野区新田東4丁目1-1	022-236-0039 022-236-8691
7	秋田	秋田県障害者スポーツ指導者協議会 shidousha@akita-sports.jp	〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館 秋田県障害者スポーツ協会内	018-864-2750 018-874-9467
8	山形	山形県パラスポーツ指導者協会	〒990-2472 山形県山形市明神前34-3	- -
9	福島	福島県障がい者スポーツ指導者協議会		- -
10	茨城	茨城県パラスポーツ指導者協議会 qwqns715@yahoo.co.jp	〒300-0845 茨城県土浦市乙戸南1-15-11 及川 力方	029-841-2355 029-841-2355
11	栃木	栃木県パラスポーツ指導者協議会 m-gunji310@lime.plala.or.jp	〒325-0032 栃木県那須塩原市若草町117-1042	090-3042-8406 0287-63-2987
12	群馬	群馬県障がい者スポーツ指導者協議会 hoshino92rugby@gmail.com	〒379-2214 群馬県伊勢崎市下触町238-3 群馬県立ふれあいスポーツプラザ内	0270-61-5120 0270-61-5120
13	埼玉	埼玉県パラスポーツ指導者協議会 spicj1995@saitama-parasports.com	〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内 団体交流室	048-767-7722 048-767-7723
14	千葉	千葉県パラスポーツ指導者協議会	〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-1 千葉県障がい者スポーツ協会 気付	- -
15	東京	東京都パラスポーツ指導者協議会	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1セントラルプラザ12階 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会内	090-1034-5963 -
16	神奈川	神奈川県パラスポーツ指導者協議会 https://kanagawakyougikai.com/contact.html	〒251-0871 神奈川県藤沢市善行7-1-2 県立スポーツセンターグリーンハウス内 かながわパラスポーツ協会 気付	- -
17	横浜市	横浜市パラスポーツ指導者協議会 basel@basel-y.sakura.ne.jp	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752 横浜ラポール内	090-2310-3510 045-475-2053
18	川崎市	川崎市パラスポーツ指導者協議会 kawakyougikai@gmail.com	〒210-0834 川崎市川崎区大島1-8-6 川崎市身体障害者協会内	- -
19	山梨	山梨県パラスポーツ指導者協議会 info@sanshoukyou.net	〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1F	055-252-0100 055-251-3344
20	新潟	新潟県障がい者スポーツ指導者協議会 sidou.niigata@n-fureaiplaza.com	〒950-0121 新潟市江南区亀田向陽1-9-1 新潟ふれあい愛プラザ内	025-383-3610 025-381-0147
21	富山	富山県パラスポーツ指導者協議会 zuc06175@gmail.com	〒931-8314 富山県富山市粟島3-7-24	090-1446-0952 076-444-3856
22	石川	石川県パラスポーツ指導者協議会 i-psca@snow.ocn.ne.jp	〒922-0052 石川県加賀市大聖寺福田町17	0761-75-7146 0761-75-7146
23	福井	福井県障がい者スポーツ指導者協議会 tsubusaki@cap.ocn.ne.jp	〒916-0019 福井県鯖江市丸山町1丁目3-11	090-2830-0855 0778-43-5056
24	長野	長野県障がい者スポーツ指導者協議会 shido@nsad.or.jp	〒381-0008 長野県長野市大字下駒沢586 長野県障がい者福祉センター	026-295-3661 026-295-3662
25	岐阜	岐阜県障害者スポーツ指導者協議会 maeda-yasunari@gpsa.jp	〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 福祉農業会館5階	058-201-1568 058-338-8580
26	静岡	静岡県障害者スポーツ指導者協議会 s-spokyo@za.tnc.ne.jp	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内 (公財)静岡県障害者スポーツ協会気付	054-221-0062 054-651-2600

No.	県市	団体名	住 所	TEL/FAX
27	愛知	愛知県障害者スポーツ指導者協議会 shospo@aichi-fukushi.or.jp	〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館1階 障害者スポーツ振興センター内	052-212-5523 052-212-5522
28	名古屋市	名古屋市障がい者スポーツ指導者協議会 tb-nagoya@hotmail.co.jp	〒465-0055 名古屋市名東区勢子坊2丁目1501番地 名古屋市障害者スポーツセンター内	052-703-6633 052-704-8370
29	三重	三重県パラスポーツ指導者協議会 nagai-k@mie-reha.jp	〒514-0113 三重県津市一身田大古曾670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内	059-231-0800 059-231-0801
30	滋賀	滋賀県パラスポーツ指導者協議会 info@shigassk.net	〒520-0807 滋賀県大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター5階 滋賀県障害者スポーツ協会内	077-522-6000 077-521-8118
31	京都	京都パラスポーツ指導者協会 kyoto.shosupo@gmail.com	〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町 京都大学人間・環境学研究所江川研究室内	075-753-6613 -
32	大阪	大阪障がい者スポーツ指導者協議会 himawari1103@icloud.com	〒546-0034 大阪市東住吉区長居公園1-32 大阪市長居障がい者スポーツセンター内	090-5795-7855 06-6697-8613
33	兵庫	ひょうごパラスポーツ指導者協議会 k.masuda1952@yahoo.co.jp	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁 ユニバーサル推進課	078-362-3280 078-362-9040
34	奈良	奈良県障害者スポーツ指導者協議会 rakuson@kcn.ne.jp	〒636-0344 奈良県磯城郡田原本町宮森34-4 奈良県心身障害者福祉センター内	090-8982-7294 0742-34-9145
35	和歌山	和歌山県障害者スポーツ指導者協議会 w-kyogikai@iris.eonet.ne.jp	〒640-0405 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮352-1	080-6119-5585 -
36	鳥取	鳥取県パラスポーツ指導者協議会	〒680-0862 鳥取県鳥取市雲山96 ともえビレッジ1F NPO法人Studio-E内	0857-50-0677 0857-50-0035
37	島根	島根県パラスポーツ指導者協議会 shima.para.spo@gmail.com	〒690-0856 島根県松江市鷹津145 細井利美方	- -
38	岡山	岡山県パラスポーツ指導者協議会	〒701-0206 岡山県岡山市南区箕島338-11	090-2009-4289 086-282-5416
39	広島	広島県パラスポーツ指導者協議会 hpic@clock.ocn.ne.jp	〒739-0036 広島県東広島市西条町田口295-3 スポーツ交流センター内	082-426-3333 082-425-6789
40	山口	山口県パラスポーツ指導者協議会 yama-syospo@mug.biglobe.ne.jp	〒750-0041 山口県下関市向洋町一丁目11-1J:COMアリーナ下関内 下関市パラスポーツサポートセンター気付	070-2646-7613 083-227-2555
41	徳島	徳島県障害者スポーツ指導者協議会 t-paraspo@kouryu-plaza.jp	〒770-0005 徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立障がい者交流プラザ内	088-634-2000 088-634-2020
42	香川	香川県パラスポーツ指導者協議会 kagawaparaspoc@gmail.com	〒761-8057 香川県高松市田村町1114 かがわ総合リハビリテーション福祉センター内	087-867-7686 087-867-0420
43	愛媛	愛媛県パラスポーツ指導者協議会 miyosi-takahide@ehime-swc.or.jp	〒790-0843 愛媛県松山市道後町2丁目12番11号 愛媛県身体障がい者福祉センター内	089-924-2101 089-923-3717
44	高知	高知県パラスポーツ指導者協議会 ksssk@kochi-scfed.com	〒781-0313 高知県高知市春野町内ノ谷1-1 高知県立障害者スポーツセンター内	088-841-0021 088-841-0065
45	福岡	福岡パラスポーツ指導者協議会 kyuburo@mqc.biglobe.ne.jp	〒815-0031 福岡市南区清水1-17-15 福岡市立障がい者スポーツセンター内	080-3223-3177 -
46	佐賀	佐賀県パラスポーツ指導者協議会 slcd.kdk.2018@gmail.com	〒840-0851 佐賀県佐賀市天祐1丁目8-5 SAGAパラスポーツセンター内	0952-24-3809 0952-24-3818
47	長崎	長崎県パラスポーツ指導者協議会 nagasaki.para.shidokyou@gmail.com	〒852-8104 長崎県長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター 県棟401号 長崎県障害者スポーツ協会内	095-894-9686 095-849-4703
48	熊本	熊本パラスポーツ指導者協議会 office@ksssk.jp	〒861-8039 熊本県熊本市東区長嶺南2丁目3-2 熊本県障害者スポーツ・文化協会内	090-9495-3866 0968-43-9122
49	大分	大分県パラスポーツ指導者協議会 sidoita.info@gmail.com	〒874-0011 大分県別府市大字内竈1393番2 社会福祉法人太陽の家内	0977-66-0277 0977-66-0393
50	宮崎	宮崎県パラスポーツ指導者協議会 miyasyospo@yahoo.co.jp	〒880-0007 宮崎県宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター4F	0985-27-7417 0985-41-5277
51	鹿児島	鹿児島県パラスポーツ指導者協議会 shinshokyo3@shogaisha-kagoshima.jp	〒890-0021 鹿児島県鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3F	099-228-6271 099-228-6710
52	沖縄	沖縄県パラスポーツ指導者協会	〒901-0516 沖縄県島尻郡八重瀬町仲座1038-1 太希おきなわ内	098-851-7522 098-851-9522

6. パラスポーツ競技団体 協議会

令和8年3月末日現在

(1) 統括競技団体

No.	団体名	住 所	TEL/FAX
1	一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会 jfd-sc@jfd.or.jp	162-0053 東京都新宿区原町3-61 桂ビル 2階	03-6302-1430 03-6302-1449
2	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合スポーツ協議会 sports.nichishiren@gmail.com	930-0814 富山市下富居1-8-15-2-104	090-6271-9289 -
3	公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 tokyo_office@son.or.jp	105-0003 東京都港区西新橋2丁目22番1号7階	03-6809-2034 03-3436-3666
4	一般社団法人全日本知的障がい者スポーツ協会 toshi@anisa.or.jp	203-0053 東京都東久留米市本町3-1-1 マロニエヒルズ502	03-6303-9262 03-6303-9252
5	公益社団法人日本精神保健福祉連盟 精神障がい者スポーツ推進委員会 office-renmei@f-renmei.or.jp	108-8554 東京都港区芝浦3-15-14 日精協会館6階	03-5232-3308 03-5232-3309

(2) 競技別競技団体

No.	団体名	住 所	TEL/FAX
6	公益社団法人全日本アーチェリー連盟 info@archery.or.jp	160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 707号室	03-6459-2812 03-6459-2813
7	公益財団法人全日本空手道連盟 karatedo@jkf.jp	135-8538 東京都江東区辰巳1-1-20 日本空手道会館	03-5534-1951 03-5534-1952
8	全日本車椅子空手道連盟 info@jks.jp	169-0051 東京都新宿区西早稲田3-14-3 Angels Garden 2F 日本空手松涛連盟内	03-5972-1225 03-5972-1226
9	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会 jimu@bbcj.org	112-0002 東京都文京区小石川2-24-5-201	03-3818-3009 -
10	公益財団法人全日本柔道連盟 idjudo@judo.or.jp	112-0003 東京都文京区春日1-16-30 講道館本館5階	03-3818-4430 03-3812-3995
11	日本IDバレーボール連盟	120-0061 東京都足立区花畑7-23-15 東京都立足立特別支援学校内	090-5530-9281 -
12	特定非営利活動法人日本アンプティサッカー協会 admin@j-afa.jp	112-0004 東京都文京区後楽1-4-18 トヨタ東京ビル 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟内	03-3818-2031 03-6684-4034
13	一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟 n.ogawaidbb@gmail.com	231-0821 神奈川県横浜市中区本牧原5-2-1103	090-9158-0881 045-624-1817
14	一般社団法人日本車椅子ソフトボール協会 info@j-wsa.com	131-0043 東京都墨田区立花一丁目16番9号	050-1724-1599 -
15	一般社団法人日本車いすツインバスケットボール連盟 info@jwtfb-new.sakura.ne.jp	463-0091 愛知県名古屋守山区川上町27番地	052-700-1921 052-700-1921
16	一般社団法人日本車いすテニス協会 office@jwta.jp	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	080-4275-2775 -
17	一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟 jwbfoffice@jwbf.gr.jp	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4F 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5434 03-6229-5420
18	一般社団法人日本車いすラグビー連盟 info@jwrf.jp	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5431 03-6229-5420
19	一般社団法人日本ゴールボール協会 info.japangoalball@jgba.or.jp	120-0005 東京都足立区綾瀬4-22-10 スカイドミール近藤103号	03-5849-3982 03-5849-3982
20	一般社団法人日本CPサッカー協会 info@jcpfa.jp	112-0004 東京都文京区後楽1丁目4-18 トヨタ東京ビル 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟内	03-3818-2031 03-6684-4034
21	一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会 jptta-jimukyoku@outlook.jp	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4F 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5427 03-6229-5420
22	特定非営利活動法人日本障害者ゴルフ協会 dga21@mac.com	158-0081 東京都世田谷区深沢2-1-3 D1205	03-5758-3255 03-5758-3265
23	特定非営利活動法人 日本視覚障害ゴルフフェーズ協会	180-0023 東京都武蔵野市境南町4丁目12番18号	0422-32-1466 0422-32-1466
24	特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟 judob@joy.ocn.ne.jp	112-0003 東京都文京区春日1-16-30 講道館4階	03-3811-5800 03-3811-5801
25	公益財団法人日本障害者スキー連盟 info@jps-ski.com	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5429 03-6229-5420
26	日本視覚障害者卓球連盟 ICF47187@nifty.com	063-0843 札幌市西区八軒三条西2-3-20 ホワイトハウス2F-D	090-3390-5314 -
27	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 全日本ブラインドベースボール連盟 mktk@nifty.com	020-0115 岩手県盛岡市館向町21-35-306	090-9633-8086 -

No.	団体名	住 所	TEL/FAX
28	一般社団法人日本障がい者乗馬協会 info@jrad.jp	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5441 03-6229-5420
29	特定非営利活動法人 日本障害者フライングディスク連盟 info@jffd.jp	132-0031 東京都江戸川区松島2-20-11 中村ハイツ102号	03-6231-4500 03-6231-4500
30	特定非営利活動法人日本身体障害者野球連盟 info@jdl.or.jp	572-0844 大阪府寝屋川市太秦緑が丘5-11	070-4065-2362 072-814-8269
31	一般社団法人日本スポーツウエルネス吹矢協会 shogaisupport@fukiya.net	130-0012 東京都墨田区太平2-10-10 ユナイトビル錦糸町 3階	03-6284-1241 03-6284-1242
32	特定非営利活動法人 日本ソーシャルバスケットボール協会 japansocialbsk@gmail.com	542-0083 大阪府大阪市中央区東心斎橋1丁目9-19 307号室	090-6058-7539 -
33	特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会 info@jsfa-official.jp	112-0004 東京都文京区後楽1-4-18 トヨタ東京ビル 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟内	03-3818-2031 03-6457-1526
34	日本卓球バレー連盟 info@japan-tvf.com	842-8585 佐賀県神埼市神埼町尾崎4490-9 西九州大学 山田力也研究室内	0952-37-9281 0952-37-9281
35	特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟 office@jffid.com	112-0004 東京都文京区後楽1丁目4-18 トヨタ東京ビル 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟内	03-3818-2031 03-6684-4034
36	一般社団法人日本知的障害者水泳連盟	135-0016 東京都江東区東陽2-2-15 東京YMCA社会体育・保育専門学校内	03-3615-5577 03-0615-5584
37	日本知的障がい者ソフトボール連盟 star2basehit@yahoo.co.jp	989-2455 宮城県岩沼市北長谷字豊田1-1 宮城県立支援学校岩沼高等学校園内	090-8786-9106 -
38	一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟 idtt.info@gmail.com	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5428 03-6229-5420
39	一般社団法人 日本知的障がい者フットソフトボール連盟 ruri-jy1@c-able.ne.jp	747-1221 山口市鑄銭司10812番地1	083-986-2054 083-986-2469
40	特定非営利活動法人 日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟 a.hino@deaf-rugby.or.jp	106-0031 東京都港区西麻布二丁目24番地17号 海老根様方	03-3407-3589 03-3407-3589
41	特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会 kinkinkin77@ymail.ne.jp	182-0017 東京都調布市深大寺元町1-11-1 深大にぎわいの里 調布卸売センター1階 33-1、35区画 コラボカレッジ内様方 日本デフゴルフ協会	050-3188-5574 -
42	一般社団法人日本デフ水泳協会 info@deafswim.or.jp	612-8428 京都府京都市伏見区竹田西樋ノ井町53-208 0	050-3605-1110 -
43	一般社団法人日本デフバドミントン協会 info.jbad_2002@jbad.or.jp	105-0013 東京都港区浜松町2丁目2番15号 浜松町ダイヤビル2F	- -
44	一般社団法人日本デフバレーボール協会 jdva_top4@jdva.org	144-0034 東京都大田区西糀谷3-18-14 0	- 03-3745-7686
45	一般社団法人日本デフ陸上競技協会 office@j-daa.or.jp	220-0051 神奈川県横浜市西区中央2-4-14 ラミアール・U 103号室	045-620-9465 045-841-9475
46	一般社団法人日本電動車椅子サッカー協会 contact@jewfa.jp	112-0004 東京都文京区後楽1丁目4-18 トヨタ東京ビル (一社)日本障がい者サッカー連盟内	03-3818-2031 03-6684-4034
47	公益社団法人トライアスロンジャパン para@jtu.or.jp	160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 708号	03-5786-0515 03-5786-0516
48	一般社団法人日本パラアイスホッケー協会 info@sledgejapan.org	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	080-4478-2888
49	日本パラアーティスティックスイミング協会 japan.para.as@gmail.com	606-8106 京都市左京区高野玉岡町5番地	075-702-3370 -
50	日本パラエアロビック連盟 shinoryo1925@gmail.com	223-0061 横浜市港北区日吉2-27-11 松本方	090-2219-7153 -
51	一般社団法人日本パラカヌー連盟 jimukyoku01@japan-paracha.org	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5440 03-6229-5420
52	一般社団法人日本パラサイクリング連盟 kyoka@jpcfweb.com	972-8322 福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前1-1 いわきFCパーク	0246-38-5666 0246-38-5672
53	特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟 jpsf.info@jpsf.com	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5437 03-4333-0839
54	一般社団法人日本パラ水泳連盟 jpsf-information@paraswim.jp	651-0085 兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目1番15号 成樹ビル303	078-855-6621 078-855-6685
55	一般社団法人日本パラバドミントン連盟 office@jpbpf.jp	134-0088 東京都江戸川区西葛西5-2-9 コモン西葛西203	03-6808-5515 03-6808-5515
56	一般社団法人日本パラバレーボール協会 info@jsva.info	110-0015 東京都台東区東上野3-28-4 上野スカイハイツ204	03-6806-0468 03-5812-1278

No.	団体名	住 所	TEL/FAX
57	特定非営利活動法人 日本パラ・パワーリフティング連盟 jppf.jimu@gmail.com	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階	03-6229-5423 03-6229-5420
58	一般社団法人日本パラ陸上競技連盟 jpa-jimu@para-ath.org	558-0003 大阪府大阪市住吉区長居2-1-10 パークサイド長居106	06-6654-5367 06-6654-5367
59	特定非営利活動法人日本バリアフリーダイビング協会 info@e-jbda.jp	900-0037 沖縄県那覇市辻1-13-24 渡口アパート202	098-869-4957 098-867-4034
60	特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会 green@b-soccer.jp	169-0073 東京都新宿区百人町2-21-27 ペアーズビル3階	03-6908-8907 03-6908-8908
61	日本ブラインドテニス連盟 serviceace@blind-tennis.com	562-0012 大阪府箕面市白鳥3-10-10	080-1483-0431 072-714-2319
62	特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会 info@jbma.or.jp	113-0033 東京都文京区本郷2-9-8 本郷朝風ビル5F	03-3814-3229 03-3814-3229
63	日本フロアバレーボール連盟	141-0021 東京都品川区上大崎3-3-9秀和目黒駅前レジデンス212	03-3440-3379 -
64	一般社団法人日本ボッチャ協会 jimukyoku@japanboccia.net	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5439 03-6229-5420
65	公益社団法人日本ローイング協会 para@jara.or.jp	160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 6階	03-5843-0461 03-5843-0462
66	一般社団法人日本ろうあ者卓球協会 jdtta@jdtta.com	339-0008 埼玉県さいたま市岩槻区表慈恩寺1420-59	090-1257-0905 050-3164-2457
67	一般社団法人日本ろう者サッカー協会 jdca_kyoka@outlook.jp	112-0004 東京都文京区後楽1-4-18 トヨタ東京ビル4F JIFF内	- -

(3) 準登録競技団体

No.	団体名	住 所	TEL/FAX
68	一般社団法人全日本テコンドー協会 japan2005tkd@ajta.or.jp	160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 601号	03-6812-9023 03-6812-9024
69	一般社団法人全日本ろう者空手道連盟 kyoka@jdkf.jp	163-0649 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル49階	03-3268-8847 -
70	一般社団法人日本車いすカーリング協会 jwc@jwca-est-2017.org	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5438 03-6229-5420
71	一般社団法人 日本車椅子ハンドボール連盟 handa19570320@mb.pikara.ne.jp	772-0021 徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田134番地1 半田 忠史 様方	088-686-3492 088-686-8194
72	公益財団法人日本セーリング連盟 head@jsaf.or.jp	160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 902号	03-6447-4881 03-6447-4882
73	一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会 ushio@ushipalla.com	870-0873 大分県大分市高尾台1-1-2	090-8471-1919 -
74	特定非営利活動法人 日本デフバスケットボール協会 office@jdba.jp	527-0134 滋賀県東近江市平松町487	090-5086-0494 -
75	一般社団法人日本デフボウリング協会 jdba-officil1@outlook.jp	981-1105 宮城県仙台市太白区西中田7-30-21	- 022-745-2157
76	一般社団法人日本パラクライミング協会 info@jpca-climbing.org	100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル301	- -
77	一般社団法人日本パラダンススポーツ協会 paradance@jpdasa-h.org	150-0034 東京都渋谷区代官山町13番8号 キャッスルマンション代官山413号	080-7199-8777 -
78	一般社団法人日本パラフェンシング協会 japanparafencing@gmail.com	107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	090-2674-6907 -
79	公益財団法人日本ハンドボール協会 jha@japan-handball.jp	160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 6階	03-6709-8940 03-6709-8941
80	一般社団法人日本ブラインドラグビー協会 hashimoto@blindrugby.jp	164-0012 東京都中野区本町3-32-17 901	090-3313-3914 -
81	一般社団法人日本ろう者自転車競技協会 info@jdca.site	125-0061 東京都葛飾区亀有2-69-9 I 403 宮田方	- 03-5680-4218
82	一般社団法人日本ろう者柔道協会 jdja@jfd.or.jp	162-0053 東京都新宿区原町3-61 桂ビル2階 (一財) 全日本ろうあ連盟気付	03-6302-1430 03-6302-1449
83	一般社団法人日本ろう者スキー協会 hajih@japandeaefski.jp	076-0058 北海道富良野市新光町1-98	- 0167-56-7636
84	一般社団法人日本ろう者テニス協会 JDTA1601tennis@gmail.com	563-0258 大阪府箕面市森町南3丁目2-12 梶野様方	072-703-9374 072-703-9374
85	認定特定非営利活動法人ローンボウズ日本 bowlsjapan-jimukyoku@hwlbc.com	651-2225 兵庫県神戸市西区桜が丘東町2-5-10 該当なし	090-1023-7687 078-994-4399

7. パラスポーツセンター 協議会

令和8年3月末日現在

No.	登録	障がい者の利用	施設名	住所	TEL/FAX
1	登録	優先	ふれあいランド岩手 kanrika@iwate-shakyo.or.jp	〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8地割1番3	019-637-7444 019-637-7544
2	登録	優先	群馬県立ふれあいスポーツプラザ fureai@sunfield.ne.jp	〒379-2214 群馬県伊勢崎市下触町238-3	0270-62-9000 0270-62-8867
3	登録	優先	群馬県立ゆうあいピック記念温水プール yuuaiipu-ru@iris.ocn.jp	〒377-0006 群馬県渋川市行幸田3011 群馬県立ゆうあいピック記念温水プール	0279-25-3033 0279-25-3034
4	登録	優先	埼玉県障害者交流センター sports@kouryu.net	〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1	048-834-2248 048-834-3333
5	登録	専用	東京都障害者総合スポーツセンター	〒114-0033 東京都北区十条台1-2-2	03-3907-5631 03-3907-5613
6	登録	専用	東京都多摩障害者スポーツセンター	〒186-0003 東京都国立市富士見台2-1-1	042-573-3811 042-574-8579
7	登録	優先	障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール rapport.tousho@yokohama-rf.jp	〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町1752	045-475-2052 045-475-2053
8	準登録	優先	山梨県立やまなしパラスポーツセンター info@yamanashi-para.org	〒400-0811 山梨県甲府市川田町517	055-227-2332 —
9	登録	優先	新潟県障害者交流センター kouryu@n-fureaiplaza.com	〒950-0121 新潟県新潟市江南区亀田向陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ	025-381-8110 025-381-1478
10	登録	優先	長野県障がい者福祉センター sunapple@avis.ne.jp	〒381-0008 長野県長野市下駒沢586	026-295-3111 026-295-3511
11	登録	優先	名古屋市障害者スポーツセンター nago.sad@viola.ocn.ne.jp	〒465-0055 愛知県名古屋市長東区勢子坊2-1501	052-703-6633 052-704-8370
12	登録	優先	滋賀県立障害者福祉センター webmaster@shiga-fukushi-center.com	〒525-0072 滋賀県草津市笠山8-5-130	077-564-7327 077-564-7641
13	登録	優先	京都市障害者スポーツセンター https://kyoto-syospo.or.jp/inquiry.html	〒606-8106 京都府京都市左京区高野玉岡町5	075-702-3370 075-702-3372
14	登録	優先	京都市障害者教養文化・体育会館 https://kaikan.kyoto-syospo.or.jp/inquiry.html	〒601-8155 京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37-4	075-682-7140 075-682-7140
15	登録	優先	大阪府立障がい者交流促進センター ファインプラザ大阪	〒590-0137 大阪府堺市南區城山台5-1-2	072-296-6311 072-296-6313
16	登録	優先	大阪府立稲スポーツセンター	〒562-0015 大阪府箕面市稲6丁目15番26号	072-728-4822 072-728-4876
17	登録	専用	大阪市長居障がい者スポーツセンター nagai@fukspo.org	〒546-0034 大阪府大阪市東住吉区長居公園1-32	06-6697-8681 06-6697-8613
18	登録	専用	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター amity@fukspo.org	〒554-0041 大阪府大阪市此花区北港白津2-1-46	06-6465-8200 06-6465-8207
19	登録	優先	堺市立健康福祉プラザ スポーツセンター	〒590-0808 大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1	072-275-5029 072-243-4545

No.	登録	障がい者の利用	施設名	住所	TEL/FAX
20	登録	優先	神戸市立市民福祉スポーツセンター sportscenter@cospa-wellness.co.jp	〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内	078-271-5332 078-271-5373
21	登録	優先	西宮市総合福祉センター https://nishi-shakyo.jp/inquiry/	〒662-0913 兵庫県西宮市染殿町8-17	0798-33-5501 0798-35-1132
22	登録	優先	西播磨総合リハビリテーションセンター ふれあいスポーツ交流館 info.fureai@hwc.or.jp	〒679-5165 兵庫県たつの市新宮町光郡1-7-1	0791-58-1313 0791-58-1323
23	登録	優先	広島県立総合リハビリテーションセンター スポーツ交流センター・おりづる oridsuru@hiroshima-wsc.jp	〒739-0036 広島県東広島市西条町田口295-3	082-425-6800 082-425-6789
24	登録	優先	広島市心身障害者福祉センター sinsin-1@hicat.ne.jp	〒732-0052 広島県広島市東区光町2-1-5	082-261-2333 082-261-7789
25	登録	優先	鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア tottori-novaria@ts-sawayaka.jp	〒680-0944 鳥取県鳥取市布勢146-1 鳥取県立布勢総合運動公園内	0857-50-1091 0857-50-1092
26	登録	優先	下関市パラスポーツサポートセンター s-sports@shimoshakyo.or.jp	〒750-0041 山口県下関市向洋町1丁目11-1 下関市総合体育館 J:COMアリーナ下関内	083-232-1846 083-227-2555
27	登録	優先	かがわ総合リハビリテーション福祉センター	〒761-8057 香川県高松市田村町1114	087-867-7686 087-867-0420
28	登録	優先	高知県立障害者スポーツセンター sports11@kochi-scfed.com	〒781-0313 高知県高知市春野町内の谷1-1	088-841-0021 088-841-0065
29	登録	優先	福岡市立障がい者スポーツセンター さん・さんプラザ sunsun@nonohana.or.jp	〒815-0031 福岡県福岡市南区清水1-17-15	092-511-1132 092-552-3447
30	登録	優先	北九州市障害者スポーツセンター アレアス sports@kitakyushu-ssc.jp	〒801-0061 福岡県北九州市小倉北区三郎丸3-4-1	093-922-0026 093-922-0041
31	登録	優先	鹿児島県障害者自立交流センター heartsyougai@heartpiakagoshima.jp	〒890-0021 鹿児島県鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3F	099-218-4333 099-220-5420



← パラスポーツセンター 施設の紹介動画はコチラ



← 地域のパラスポーツ関係団体の情報はコチラ